

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-273 2023.04
Ref.363435 03-23 1M (D)

2023.4改

引受基準緩和型医療保険

普通保険約款^{やっかん}・特約集



アメリカンホーム保険
Member of AIG

やっかん 約款内容の一部変更のお知らせ

このたび保険約款の改定を行いましたので、改定内容を以下のとおりご案内いたします（一部のお客さまには既にご案内している内容もございます）。

今回の改定に関し、お客さまからお手続きいただくことはございません。また、保険料の変更もございません。ご加入の補償内容については、保険証券継続証等をご確認ください。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<改定内容>

一部の取り扱いを変更しました。

●2020年4月1日の民法(明治29年法律第89号)の改正・施行で、錯誤の効果が変更(「無効」→「取消し」)されたことを受け、補償対象者の年齢が引受対象年齢の範囲外となる契約年齢誤りの際の取り扱いを同様に變更いたしました。

改定対象	説明	改定前	改定後
・普通保険約款	保険期間の開始日における補償対象者のご年齢に誤りがあり、実際のご年齢が引受対象年齢の範囲外であった場合の取り扱いを変更する。	保険契約は無効 (保険料は全額返還)	保険契約は取消し (保険料は全額返還※) ※ただし、保険契約者等の詐欺または強迫による取消しの場合は返還しない

●保険責任開始前に発病した病気の取り扱いを変更しました。(※)

(※) 以下のご案内は、2012年2月29日以前にご契約を締結され、その後2020年3月31日までの間にご契約の継続を迎えられていないお客さまへ向けたものです。2012年3月1日以降にご契約を締結されている場合、または継続を迎えられている場合は、本変更後の保険約款をお送りしております。

原則として保険期間が始まる前に被った身体障害は補償の対象外ですが、以下に該当する未請求の保険金請求がある場合は、保険金支払いの対象となる場合があります。保険金請求受付センター（5ページに記載）へご相談ください。保険金のお支払いが出来るかどうかにつきましては、ご提出いただく書面による判断となりますので、あらかじめご了承ください。

- ・保険責任開始（注）前に被った身体障害について、保険責任開始日から2年経過後に入院・手術等を行った場合
 - ・保険責任開始前に発病していたことについて告知書に正しくご記入いただき、当社が特段の条件なく保険契約の引受を行った病気により入院・手術等を行った場合
- （注）「病気を補償する普通保険約款の保険責任開始日」および「特約の特約保険期間の開始日」をいいます。

(改定対象：普通保険約款)

用語の明確化を行いました。

<用語の明確化の例>

「葬祭費用」の定義を追加しました（「葬祭費用」の定義については、これまでは重要事項説明書等に記載されていきました）。また、これまで保険金お支払いの実務上、補償対象者がケガを原因として事故発生の日から180日目以降に死亡した場合は病気による死亡として補償対象としていましたが、その旨を明確に記載しました。

(改定対象：葬祭費用補償特約)

反社会的勢力への対応として新たな条項を追加しました。(※)

(※) 以下のご案内は、2014年9月30日以前にご契約を締結された終身型契約にご加入のお客さまへ向けたものです(定期型契約にご加入のお客さまへはすでにご案内済みの内容です)。2014年10月1日以降にご契約を締結されている場合、または継続^{やっかん}を迎えられている場合は、本変更後の保険約款をお送りしております。

公序良俗を守り、業務の適切性及び健全性を確保することで他のお客さまをお守りするため、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの一環として、契約締結後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に、契約を解除できること等を定めた契約条項を追加しました。

(改定対象：普通保険約款^{やっかん})

お客さま保護の観点より見直しを行いました。(※)

(※) 以下のご案内は、2010年3月31日以前にご契約を締結され、その後2020年3月31日までの間にご契約の継続^{やっかん}を迎えられていないお客さま(終身型契約のお客さまを含む)へ向けたものです。2010年4月1日以降にご契約を締結されている場合、または継続^{やっかん}を迎えられている場合は、本変更後の保険約款をお送りしております。

2010年4月1日よりそれまでの保険に関する商法の規定が改正され、契約者、補償対象者、被害者の保護を強化した「保険法」が施行されました。それらの施行に準拠した内容にあわせ、読みやすいように用語や表現の明確化を行いました。

告知項目の明確化

契約締結時にお申し出いただく重要な項目および契約締結後に変更が生じた場合にご通知いただく重要な項目について、従来と比べて、より具体的で明確な内容に変更しました。

お客さま保護の強化

お客さまの権利・義務ならびにお客さまに義務違反があった場合の取り扱い(保険金をお支払しない場合、ご契約を解除させていただく場合等)の内容を見直し、お客さま保護の強化を図りました。

保険金の支払時期の明確化

当社が保険金支払のために必要な事項の確認に必要な期間を明確化し、具体的な日数をケース毎に明示しました。

補償対象者による解除請求権の新設

保険金目的の殺人等を防止するために、契約者以外の方を補償対象者とするご契約において、ご契約締結後に加入の前提としていた事情に著しい変更があった場合等の一定の要件を満たす場合には、補償対象者が契約者に対してご契約の解除請求(補償対象者離脱請求)を求める権利を新設しました。

※保険法では、その他、保険金詐欺、保険金殺人等の保険犯罪を未然に防止するための規定(免責、重大事由による解除、無効等)も設けられております。

上記の他、ご契約内容に実質の影響が生じない軽微な変更や誤記修正も行いました。

ご不明点がございましたら、保険証券または継続証等に記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上

このようなときは、下記にある各条のページをお読みください。

特約・特則がセットされている場合は、特約・特則部分もあわせてお読みください。ご不明な点につきましては、アメリカンホーム保険会社・代理店にご相談ください。

この保険を契約するとき	第 1 章	用語の定義条項 第1条 (用語・記号の意味の取り決め)	P.8
	第 5 章	通信販売に関する特則 第55条 (継続契約における保険料の取扱い)	P.17
ケガ・病気で入院したとき	第 2 章	補償条項 第2条 (保険金を支払う場合) ~ 第6条 (身体障害の取扱い)	P.9~
	第 3 章	基本条項 第30条 (入院を開始した場合の通知) ~ 第35条 (代位)	P.13~
保険契約の内容を変更するとき	第 3 章	基本条項 第9条 (保険料の払込み) 第10条 (保険料払込方法の変更) 第22条 (第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除) ~ 第24条 (保険契約内容の変更) 第29条 (保険料の変更)	P.11~
告知事項に変更や誤りがあるとき	第 3 章	基本条項 第13条 (告知義務) 第14条 (保険契約者等の住所変更) 第25条 (保険料の返還・請求-告知義務等の場合)	P.11~
保険契約が無効・失効・解除・取消となったとき	第 3 章	基本条項 第15条 (保険契約の無効) ~ 第21条 (保険契約解除の効力) 第26条 (保険料の返還-無効・失効の場合) ~ 第28条 (保険料の返還-解除の場合)	P.12~
	第 5 章	通信販売に関する特則 第49条 (保険料不払により保険金を支払わない場合)	P.16
申込時の年齢に誤りがあるとき	第 3 章	基本条項 第11条 (契約年齢の計算) 第12条 (契約年齢・性別の誤りの処置)	P.11
保険契約者や指定代理人を変更するとき	第 3 章	基本条項 第36条 (保険金請求代理人の指定・変更) ~ 第40条 (保険金受取人による保険契約の存続)	P.15
この特則を付加した契約が満期を迎えたとき	第 4 章	無事故戻し等に関する特則 (14日型) 第43条 (特則の付加) 第44条 (無事故戻し金 (入院14日未満) の支払) 第45条 (特則の削除)	P.16
アメリカンホーム保険会社に対し、訴訟を提起するとき	第 3 章	基本条項 第41条 (訴訟の提起) 第42条 (準拠法)	P.16

◎補償内容のお問い合わせ、ご住所の変更など各種手続きの際には、弊社「ご契約者様サービスセンター」までご連絡ください。

ご契約者様サービスセンター 平日9:00 ~ 17:00(土・日・祝日を除く)のご連絡…… ☎**0120-861-861**

◎保険金請求の際には、弊社「保険金請求受付センター」までご連絡ください。

保険金請求受付センター 24時間年中無休…………… ☎**0120-50-8955**

普通保険約款・特約の構成

引受基準緩和型医療保険普通保険約款

第 1 章	用語の定義条項 第1条 (用語・記号の意味の取り決め)	P.8
第 2 章	補償条項 第2条 (保険金を支払う場合) 第3条 (保険金を支払わない場合) 第4条 (入院保険金の支払) 第5条 (身体障害の程度の決定) 第6条 (身体障害の取扱い)	P.9
第 3 章	基本条項 第7条 (保険責任の始め・終り) 第8条 (保険期間と支払責任の関係) 第9条 (保険料の払込み) 第10条 (保険料払込方法の変更) 第11条 (契約年齢の計算) 第12条 (契約年齢・性別の誤りの処置) 第13条 (告知義務) 第14条 (保険契約者等の住所変更) 第15条 (保険契約の無効) 第16条 (保険契約の失効) 第17条 (保険契約の取消し) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除) 第19条 (重大事由による解除) 第20条 (補償対象者による保険契約の解除請求) 第21条 (保険契約解除の効力) 第22条 (第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除) 第23条 (保険契約の復活) 第24条 (保険契約内容の変更) 第25条 (保険料の返還・請求告知義務等の場合) 第26条 (保険料の返還無効・失効の場合) 第27条 (保険料の返還取消しの場合) 第28条 (保険料の返還解除の場合) 第29条 (保険料の変更) 第30条 (入院を開始した場合の通知) 第31条 (保険金の請求) 第32条 (保険金の支払時期) 第33条 (アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) 第34条 (時効) 第35条 (代位) 第36条 (保険金請求代理人の指定・変更) 第37条 (保険契約者の変更) 第38条 (保険契約者が複数の場合の取扱い) 第39条 (法令等の改正にともなう支払責任の変更) 第40条 (保険金受取人による保険契約の存続) 第41条 (訴訟の提起) 第42条 (準拠法)	P.10
第 4 章	無事故戻し等に関する特則 (14日型) 第43条 (特則の付加) 第44条 (無事故戻し金 (入院14日未満) の支払) 第45条 (特則の削除)	P.16
第 5 章	通信販売に関する特則 第46条 (通信販売に関する特則) 第47条 (保険契約の申込み) 第48条 (保険料の払込方法) 第49条 (保険料不払により保険金を支払わない場合) 第50条 (保険料不払による保険契約の解除) 第51条 (保険契約の継続) 第52条 (継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合) 第53条 (保険料不払による継続契約の解除) 第54条 (継続契約に適用される特則・特約) 第55条 (継続契約における保険料の取扱い)	P.16

主として補償に関する特約

1. 入院保険金支払条件変更特約 入院保険金支払条件変更特約 (所定日数経過分のみ支払用)	P.18	6. 現金盗難被害補償特約	P.28
2. 退院後通院療養保険金支払特約	P.18	7. 入院療養一時金支払特約	P.33
3. 個人賠償責任補償特約	P.19	8. 葬祭費用補償特約	P.33
4. 特定疾病補償対象外特約	P.24	9. 先進医療費用補償特約	P.37
5. 手術保険金支払特約 (独立定額型)	P.24	10. 傷害死亡保険金支払特約	P.41
		11. 積立特約 (無配当型)	P.46

その他の特約

12. 訴訟の提起に関する特約	P.48	17. 保険料クレジットカード払特約	P.49
13. 保険料の口座振替に関する特約	P.48	18. 初度契約の保険金支払いに関する特約 初度契約の保険金支払いに関する特約(100%支払型)	P.50
14. 自動継続特約	P.48	19. 死亡保険金受取人に関する特約	P.50
15. 保険金請求に関する特約 保険金請求に関する特約(補償対象者のみ用)	P.49	20. 保険期間の異なる特約の自動継続特約	P.50
16. 保険期間中の特約追加・保険金額増額特約 保険期間中の特約の追加・保険金額の増額 に関する特約	P.49	21. 返還保険料の不精算に関する特約	P.50

※この契約に適用される特約は、保険証券の「特則・特約」欄に記載されています。保険証券の「特約」欄に略称で表示されている場合、その特約の正式名称は上記の通りです。ご確認ください。

上段：略称
下段：特約名称

引受基準緩和型医療保険普通保険約款

やっかん

この保険の趣旨

この保険は、被保険者（補償対象者）がケガ・病気をこうむったことを直接の原因として、その治療のために入院した場合に、所定の入院保険金を支払うことを内容としています。また、引受基準を緩和することにより、簡単な告知で加入できる保険となっています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語・記号の意味の取り決め）

この約款において、次の用語・記号の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語・記号	意味
アメリカンホーム保険会社	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社をいいます。
医学上重要な関係	病名が異なっても、医学上特に関係のあるものをいい、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査・神経学的検査・臨床検査・画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
継続契約	引受基準緩和型医療保険契約の保険期間（注1）の終わる日（注2）を保険期間の初日とする引受基準緩和型医療保険契約をいいます。 （注1）1年以上に限りません。 （注2）その引受基準緩和型医療保険契約が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
契約年齢	保険期間（注）の初日における補償対象者の年齢をいいます。 （注）継続契約については、継続契約の保険期間をいいます。
ケガ	補償対象者が日本国内・国外において急激で偶然な外来の事故によってこうむったケガのうち事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、このケガには体の外部から有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収・摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入・吸収・摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は病氣とします。
公的医療保険制度	次の①～⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

用語・記号	意味
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、アメリカンホーム保険会社が告知を求めた保険契約申込書（注1）に書かれた事項をいいます。（注2） （注1）承認請求書を含みます。 （注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。
債権者等	差押債権者・破産管財人・その他の保険契約者・アメリカンホーム保険会社以外の者で保険契約の解除をすることができる者をいいます。
再入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやんだ後、同じ身体障害の治療のために再び入院することをいいます。
指定代理人	保険契約者が、補償対象者の同意を得て指定する保険金請求代理人のことをいいます。
自動車等	自動車・原動機付自転車をいいます。
承認請求書	保険契約の復活を請求する書類をいいます。
初度契約	継続契約以外の引受基準緩和型医療保険契約をいいます。
身体障害（ケガ・病氣）をこうむった時	① ケガについては、ケガの原因となった事故発生の時 ② 病氣については、補償対象者以外の医師の診断による発病の時
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約・共済契約をいいます。
治療	医師による治療・柔道整復師による施術をいいます。ただし、補償対象者が医師・柔道整復師である場合は、補償対象者以外の医師・柔道整復師による治療をいいます。
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやむ前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、入院を開始してから退院（注）するまでを1回の入院とします。 （注）病院等を出ることをいいます。
入院保険金日額	保険証券に書かれている入院保険金日額をいいます。
発病	補償対象者以外の医師の診断による発病をいいます。
払込期日	保険証券に書かれている保険料の払込期日をいいます。
引受基準緩和型医療保険契約	引受基準緩和型医療保険普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
引受承諾書	引受けに関して承諾を記した書類をいいます。

用語・記号	意味
病院等	次の①～④のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ 四肢における骨折・脱臼・捻挫・打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ④ ①～③の病院・診療所・施術所と同等の日本国外にある医療施設
病気	補償対象者がこうむったケガ以外の身体障害をいいます。
保険期間	保険証券に書かれている保険期間（注）をいいます。 （注）保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、保険契約の条件の変更がなされた時以後の保険期間とします。
保険金	入院保険金をいいます。
保険金額	保険証券に書かれている保険金額をいいます。
保険証券	保険証券・保険証券に代わる書面（注）をいいます。 （注）これらに添付する書類を含みます。
保険料払込方法	保険証券に書かれている保険料払込方法をいいます。
補償対象者	保険証券に書かれている被保険者をいいます。補償対象者が2名以上である場合には、それぞれの補償対象者ごとにこの約款の規定を適用します。
「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用・「療養費」・「家族療養費」・「保険外併用療養費」・「入院時食事療養費」・「移送費」・「家族移送費」をいいます。
わざとまたはこれに準じた重大な不注意	故意または重大な過失をいい、通常的不注意等では説明し得ない行為（注）をいいます。 （注）あえて積極的な行為をしないこと（不作為）を含みます。
～	この記号の前・後に、範囲の始め・終りをそれぞれ示します。例えば「①～③」とあるのは「①から③まで」のことをいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむったケガ・病気（注）に対して、この約款に従い保険金を支払います。（注）あわせて「身体障害」といいます。この後同様とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑬のいずれかにあてはまる場合は、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によってこうむった身体障害
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によってこうむった身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によってこ

うむった身体障害

- ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用によってこうむった身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、保険金を支払います。
 - ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用またはこれらによってこうむった身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合は、保険金を支払います。
 - ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注3）によってこうむった身体障害
 - ⑦ 核燃料物質（注4）・核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によってこうむった身体障害
 - ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によってこうむった身体障害
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染によってこうむった身体障害
 - ⑩ 頸部症候群（注6）・腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - ⑪ 補償対象者の先天性異常
 - ⑫ 補償対象者の妊娠・出産・不妊治療。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる妊娠・出産・不妊治療については、保険金を支払います。
 - ⑬ 補償対象者の眼の屈折異常・調節異常（注7）。ただし、他の身体障害が原因となるものについては保険金を支払います。
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注4）使用済燃料を含みます。
（注5）原子核分裂生成物を含みます。
（注6）いわゆる「むちうち症」をいいます。
（注7）いわゆる「近視・遠視・乱視・老眼」をいいます。
- （2）アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまるケガに対しては、保険金を支払いません。
- ① 補償対象者が法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故によるケガ
 - ② 酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間に生じた事故によるケガ
 - ③ 精神および行動の障害（注3）をこうむり、これを原因として生じたケガ
（注1）運転する地における法令によるものをいいます。
（注2）アルコール等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
（注3）具体的には、別表1の身体障害をいいます。
- （3）次の①・②のどちらかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として発生した身体障害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。
- ① 保険契約の締結をする場合
 - ② 保険契約の復活をする場合
- （4）（3）の場合において、補償対象者が身体障害をこうむ

る前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

- (5) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。
- (6) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因がケガによる場合には、保険金を支払います。

第4条 (入院保険金の支払)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が身体障害をこうむったことを直接の原因として、その治療のために保険期間中に開始した入院が1日以上となった場合は、その期間に対し、入院保険金を補償対象者に支払います。
- (2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院保険金日額 × (1) の入院日数 = 入院保険金の額

- (3) この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、入院1日につきアメリカンホーム保険会社が支払う入院保険金の額は、(2) の入院保険金日額の規定にかかわらず、(2) の入院保険金の額の50%相当額とします。
- (4) アメリカンホーム保険会社が支払う(1)～(3)の入院保険金は、補償対象者がこうむった身体障害に応じて、それぞれ次の①・②に定める入院保険金とします。
 - ① 補償対象者がこうむった身体障害がケガである場合は、ケガ入院保険金
 - ② 補償対象者がこうむった身体障害が病気である場合は、病気入院保険金
- (5) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (6) (1)～(5)の入院保険金を支払う日数は、それぞれ次の①・②の日数を限度とします。
 - ① 入院1回あたりの支払限度については、保険証券に書かれている支払限度日数
 - ② 保険期間(注)中の入院の支払限度については、保険証券に書かれている通算支払限度日数

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (7) 補償対象者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる身体障害をこうむった場合においても、アメリカンホーム保険会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (8) 同じ身体障害による入院については、補償対象者が転入院・再入院した場合であっても1回の入院とみなします。ただし、その転入院・再入院が保険期間(注)中に開始した場合に限ります。

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (9) 保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者として変更することはできません。

第5条 (身体障害の程度の決定)

- (1) 保険金支払の対象とならない身体障害(注)の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(注) 第3条(保険金を支払わない場合)・第7条(保険責任の始め・終り)(3)・(4)・第8条(保険期間と支払責任の関係)(2)のいずれかにあてはまる身体障害をいいます。
- (2) 正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者(注)が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべき身体障害の程度が悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (3) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者(注)のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、身体障害の程度が悪くなった場合も、(1)・(2)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条 (身体障害の取扱い)

- (1) 次の①～⑤のいずれかにあてはまる場合は、後の身体障害は前の身体障害と同じ身体障害とみなし、第4条(入院保険金の支払)(1)～(5)の規定を適用します。
 - ① 転入院・再入院した場合
 - ② 補償対象者がケガをこうむった場合において、そのケガの原因となった事故の発生日からその日を含めて180日以内に、その事故によりこうむった他のケガを原因として入院したとき。
 - ③ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための入院を開始した時に他の病気を併発していたとき。
 - ④ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための入院期間中に新たに他の病気をこうむったとき。
 - ⑤ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための第4条(1)・(3)の入院保険金が支払われるべき入院が終了した後、他の病気の治療のために入院し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった病気が同じまたは医学上重要な関係があると補償対象者以外の医師が認めたとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、身体障害の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に再びその身体障害に関する入院治療が必要となったときは、後の身体障害は前の身体障害とは異なった身体障害とみなします。

第3章 基本条項

第7条 (保険責任の始め・終り)

- (1) アメリカンホーム保険会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、保険証券に保険期間の末日が書かれている場合は、その末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガについては保険金を支払いません。
- (4) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に入院による治療が必要である

と医師によって初めて判断された、または開始した第4条（入院保険金の支払）（1）・（3）の入院については、保険金を支払いません。

第8条（保険期間と支払責任の関係）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間中に第4条（入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始した場合に限り、保険金を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、身体障害をこうむった時が保険期間の開始時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- （3）保険期間の開始時より前にこうむった病気を直接の原因とする入院についても、保険期間の開始時より後にその病気が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係がある病気をこうむったことにより、入院による治療が必要であると医師によって初めて判断された場合は、保険期間の開始時より後にこうむった病気による入院とみなします。
- （4）補償対象者がこの保険契約の保険期間中に入院を開始し、その入院中にこの保険契約が満了した場合は、アメリカンホーム保険会社は、その入院を保険期間中の入院とみなして第4条（入院保険金の支払）（1）・（3）の規定を適用します。

第9条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- （2）アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、第4条（入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第10条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社が承認した場合に限り、保険料払込方法を変更することができます。

第11条（契約年齢の計算）

この保険契約の契約年齢は、保険期間の開始時における満年齢で計算します。

第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）

- （1）保険契約申込書・引受承諾書・保険証券に書かれている補償対象者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処置します。
 - ① 実際の契約年齢がアメリカンホーム保険会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を取り消すことができるものとし、保険契約を取り消すときには、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。
 - ② 実際の契約年齢がアメリカンホーム保険会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還・請求します。また、以後到来する払込期日の保険料を変更します。
- （2）保険契約申込書・引受承諾書・保険証券に書かれている補償対象者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還・請求します。また、以後到来する払込期日の保険料を変更します。
- （3）（1）・（2）の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づ

いた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- ① 追加保険料の領収前に、ケガをこうむった場合
- ② 追加保険料の領収前に、第4条（入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始した場合

第13条（告知義務）

- （1）保険契約者・補償対象者になる者は、保険契約締結（注）の際、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に本当のことを正確に告げなければなりません。
（注）保険契約の復活を含みます。
- （2）保険契約締結（注）の際、保険契約者・補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に本当のことを告げなかった場合または本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）保険契約の復活を含みます。
- （3）（2）の規定は、次の①～④のいずれかにあてはまる場合には適用しません。
 - ① （2）に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことがなくなった場合
 - ② アメリカンホーム保険会社が保険契約締結（注1）の際、（2）に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを知っていた場合または不注意によってこれを知らなかった場合（注2）
 - ③ 保険契約者・補償対象者が、補償対象者が身体障害をこうむる前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注1）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ アメリカンホーム保険会社が（2）に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結（注1）時から2年を経過した場合。ただし、保険期間の開始日から2年以内に、次のどちらかにあてはまる場合は、解除できるものとします。
 - ア. アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う損害等が生じた場合。
 - イ. （2）に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを原因としたケガ・病気の治療を受けた場合、またはその病気と医学上重要な関係のある病気の治療を受けた場合。
（注1）保険契約の復活を含みます。
（注2）アメリカンホーム保険会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、本当のことを告げることを妨げた場合または本当のことを告げないこともしくは本当でないことを告げることを勧めた場合を含みます。
- （4）（2）の規定による解除が第4条（入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- （5）（4）の規定は、（2）に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかず発生した身体障害については適用しません。
- （6）保険契約締結（注）の際、アメリカンホーム保険会社は、事実の調査を行い、また、補償対象者に対してアメリカンホーム保険会社の指定する医師の診断を求めることができます。
（注）保険契約の復活を含みます。
- （7）（6）の規定による診断のために要した費用（注）は、

アメリカンホーム保険会社が負担します。
(注) 収入の喪失を含みません。

第14条 (保険契約者等の住所変更)

保険契約者・補償対象者が保険証券に書かれている住所・通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。

第15条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的・第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第16条 (保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、補償対象者が死亡した場合は、保険契約は失効します。
- (2) 補償対象者が死亡した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。
- (3) (2) の場合において、アメリカンホーム保険会社が求めた場合は、保険契約者は、補償対象者の死亡診断書・死体検案書のどちらかを提出しなければなりません。

第17条 (保険契約の取消し)

保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者の詐欺・強迫によってアメリカンホーム保険会社が保険契約を締結した場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条 (重大事由による解除)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑤のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、アメリカンホーム保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ、病気その他の身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 補償対象者・保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア～オのいずれかにあてはまること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、補償対象者にかかる保険金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①～④のほか、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度にアメリカンホーム保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴

力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) アメリカンホーム保険会社は、次のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
 - ① 補償対象者が、(1) ③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。
 - ② 補償対象者に生じた身体障害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③ア～オのいずれかにあてはまること。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (3) (1)・(2)の規定による解除が第4条(入院保険金の支払)(1)・(3)の入院(注1)を開始した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①～⑤の事由または(2) ①・②の事由が生じた時から解除がなされた時までを開始した入院(注1)に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、すでに保険金(注2)を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者の入院をいいます。
(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限ります。

第20条 (補償対象者による保険契約の解除請求)

- (1) 補償対象者が保険契約者以外の者である場合において、次の①～⑥のいずれかにあてはまるときは、その補償対象者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
 - ① この保険契約(注)の補償対象者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者・保険金を受け取るべき者に、第19条(重大事由による解除)(1) ①・②にあてはまる行為のどちらかがあった場合
 - ③ 保険契約者・保険金を受け取るべき者が、第19条(1) ③ア～オのいずれかにあてはまる場合
 - ④ 第19条(1) ④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②～④のほか、保険契約者・保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に補償対象者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と補償対象者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の補償対象者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①～⑥の事由がある場合において補償対象者から(1)に規定する解除請求があったときは、アメリカンホーム保険会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その補償対象者は、アメリカンホーム保険会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、補償対象者であることを証する書類の提出があった場合に限り、(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、そのことを書面により通知するものとします。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。

第21条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条 (第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)

- (1) 第9条(保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、

第2回以後の保険料の払込みについては、払込期日のある月の翌月末日までを猶予期間とします。

- (2) (1)の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約を猶予期間の満了日の翌日から解除することができます。
- (3) (2)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、猶予期間の満了日の翌日から将来に向かってのみ生じます。

第23条 (保険契約の復活)

- (1) 保険契約が第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)(2)の規定により解除された日からその日を含めて3か月以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、第28条(保険料の返還-解除の場合)(6)により保険料が返還された後は、復活を請求することはできません。
- (2) アメリカンホーム保険会社が保険契約の復活を承認した場合は、保険契約者は、指定日(注)までに払込期日が到来している未払込保険料を一括して払い込むものとします。ただし、アメリカンホーム保険会社は所定の利率により計算した利息を請求することがあります。
(注) アメリカンホーム保険会社の指定する日をいいます。
- (3) (2)の未払込保険料が指定日(注)までに払い込まなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。
(注) アメリカンホーム保険会社の指定する日をいいます。
- (4) 保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。
- ① 第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)の規定により解除された日から(2)の保険契約の復活を承認する前に、ケガをこうむったとき。
- ② 第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)の規定により解除された日から(2)の保険契約の復活を承認する前に、第4条(入院保険金の支払)(1)・(3)の入院を開始したとき。

第24条 (保険契約内容の変更)

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社が承認した場合に限り、保険証券に書かれている保険契約内容を変更することができます。

第25条 (保険料の返還・請求-告知義務等の場合)

- (1) 第13条(告知義務)(3)③の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、すでに払い込まれた保険料について、アメリカンホーム保険会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還・請求します。また、以後到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) アメリカンホーム保険会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払をしなかった場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) アメリカンホーム保険会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更をアメリカンホーム保険会社に通知し、承認の請求を行い、アメリカンホーム保険会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、アメリカンホーム保険会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対

する保険料を返還・請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこうむった身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

第26条 (保険料の返還-無効・失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、アメリカンホーム保険会社は、別表2により計算した額を返還します。ただし、保険契約締結の後、保険期間が開始する前に契約が失効した場合には、全額を返還します。

第27条 (保険料の返還-取消しの場合)

第17条(保険契約の取消し)の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を取り消した場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。

第28条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第13条(告知義務)(2)・第19条(重大事由による解除)(1)・第25条(保険料の返還・請求-告知義務等の場合)(2)の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合(注)には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
(注) 第40条(保険金受取人による保険契約の存続)の規定により、債権者等が保険契約を解除した場合を含みます。
- (3) 第19条(重大事由による解除)(2)の規定により、アメリカンホーム保険会社がこの保険契約(注)を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (4) 第20条(補償対象者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (5) 第20条(補償対象者による保険契約の解除請求)(3)の規定により、補償対象者がこの保険契約(注)を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を保険契約者に返還します。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (6) 第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)(2)の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表2により計算した額を返還します。

第29条 (保険料の変更)

第24条(保険契約内容の変更)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、以後到来する払込期日の保険料を変更します。

第30条 (入院を開始した場合の通知)

- (1) 補償対象者が第4条(入院保険金の支払)(1)・(3)の入院を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・入院の状況等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければ

なりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書（注）・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（注）柔道整復師の施術証明書を含みます。

- (2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第31条（保険金の請求）

- (1) アメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、補償対象者が第4条（入院保険金の支払）（1）の入院を終了した時または第4条（1）の入院について第4条（6）①・②の支払限度日数が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 第4条（入院保険金の支払）（1）の入院が1か月以上継続する場合には、補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社に対し保険金の内払を請求することができます。
- (3) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
- ④ 公の機関（注）の事故証明書
- ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
- ⑦ 入院日数・通院日数が書かれている病院等の証明書類
- ⑧ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
- ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑪ その他アメリカンホーム保険会社が第32条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの

（注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。

- (4) 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合には、指定代理人がその事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
- (5) 次の①～③のすべてにあてはまる場合は、以下のア～ウのいずれかの者が、その事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合
 - ② 指定代理人がない場合（注1）・指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
 - ③ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の代理人がない場合または補償対象者・保険金を受け取るべき者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	補償対象者と同居・生計を共にする配偶者（注2）
イ.	アに規定する者がいない場合・アに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、補償対象者と同居・生計を共にする3親等内の親族

ウ.	ア・イに規定する者がいない場合またはア・イに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者（注2）・イ以外の3親等内の親族
----	---

（注1）指定していない場合を含みます。

（注2）法律上の配偶者に限ります。

- (6) (4)・(5)の規定による補償対象者の代理人からの保険金の請求に対して、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (7) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・入院の状況等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(3)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（7）の規定に違反した場合または（3）～（5）・（7）の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条（保険金の支払時期）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因・身体障害発生の状況・身体障害発生の有無・補償対象者にあてはまる事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度・事故と身体障害との関係・こうむった身体障害と他の身体障害との関係・治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無
- （注）補償対象者・保険金を受け取るべき者が第31条（保険金の請求）（3）～（5）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次の特別な照会・調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査の照会（注3） 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①～④の事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①～④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）補償対象者・保険金を受け取るべき者が第31条（保険金の請求）（3）～（5）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数を

いいます。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)の必要な事項の確認に際し、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第33条 (アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) アメリカンホーム保険会社は、第30条(入院を開始した場合の通知)の規定による通知・第31条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断・死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、アメリカンホーム保険会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第34条 (時効)

保険金請求権は、第31条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条 (代位)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第36条 (保険金請求代理人の指定・変更)

(1) 保険契約者は、指定代理人を指定することができます。

(2) 指定代理人を指定した後、保険契約者は、補償対象者の同意を得て指定代理人を変更することができます。

(3) (1)・(2)の規定による指定代理人の指定・変更を行う場合には、保険契約者は、そのことをアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、承認を請求しなければなりません。

(4) (3)の規定による申出をアメリカンホーム保険会社が承認する前にアメリカンホーム保険会社が変更前の指定代理人に保険金を支払った場合は、その後保険金の請求を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

(5) (1)・(2)の規定による指定代理人の指定・変更について、補償対象者の同意がない場合は、その指定・変更は無効となります。

第37条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、アメリカンホーム保険会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利・義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は

そのことをアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利・義務が移転するものとします。

第38条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、アメリカンホーム保険会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合・その所在がわからない場合には、保険契約者の中の1名に対して行うアメリカンホーム保険会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する義務を負うものとします。

第39条 (法令等の改正にともなう支払責任の変更)

(1) アメリカンホーム保険会社は、公的医療保険制度に定める法令・その他関連する法令等が改正された場合で、特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払責任を変更することがあります。

(2) (1)の規定によりこの保険契約の支払責任を変更する場合は、支払責任変更日(注)の2か月前までに保険契約者にそのことを通知します。

(注) アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。

(3) (2)の通知を受けた保険契約者は、支払責任変更日(注)の2週間前までに次の①・②のどちらかの方法を指定するものとします。

① 支払責任変更日(注)からこの保険契約の支払責任を変更する方法

② 支払責任変更日(注)の前日に解除する方法

(注) アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。

(4) (3)の指定がなされないまま支払責任変更日(注)が到来した場合は、保険契約者により(3)①の方法が指定されたものとみなします。

(注) アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。

(5) (3)②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、別表2により計算した額を返還します。

第40条 (保険金受取人による保険契約の存続)

(1) 債権者等による保険契約の解除は、解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

(2) (1)の解除が通知された場合でも、通知の時ににおいて①・②のいずれも満たす補償対象者・保険金を受け取るべき者・死亡保険金受取人(注)のいずれかが、保険契約者の同意を得て、(1)の期間が経過するまでの間に、その解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した日に解除の効力が生じたとすればアメリカンホーム保険会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつアメリカンホーム保険会社にそのことを通知したときは、(1)の解除はその効力を生じません。

① 保険契約者の親族・補償対象者の親族・補償対象者本人のいずれかであること

② 保険契約者でないこと

(注) この保険契約に付帯された特約に規定がある場合に限りです。

(3) (1)の解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した日以後、その解除の効力が生じまたは(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、ケガ死亡保険金(注)の支払事由が生じ、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うべき場合は、その支払うべき金額の限度で、(2)本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払う

べき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人（注）に支払います。

（注）この保険契約に付帯された特約に規定がある場合に限りです。

第41条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第42条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第4章 無事故戻し等に関する特則（14日型）

第43条（特則の付加）

この特則は、この保険契約締結の際、保険契約者の申出により、アメリカンホーム保険会社の承認を得て、この保険契約に付加します。

第44条（無事故戻し金（入院14日未満）の支払）

（1）アメリカンホーム保険会社は、この特則により、次の①～③のすべてにあてはまる場合は、保険証券に書かれている無事故戻し金額の全額を無事故戻し金（入院14日未満）として保険契約者（注）に支払います。

- ① 保険期間が満了した場合
- ② 保険料全額の払込が完了している場合
- ③ 1回の入院に対して支払われた第4条（入院保険金の支払）の入院保険金の支払日数が、いずれも14日未満である場合

（注）別に指定がある場合は、保険証券に書かれている無事故戻し金受取人をいい、あわせてこの後「保険契約者等」といいます。

（2）（1）の無事故戻し金（入院14日未満）の支払は、特別の事情がある場合を除き、保険契約者等からの申出により、保険期間が満了した日または保険料全額の払込みが完了した日のうち、いずれか遅い日の翌日から起算して30日以内に行います。ただし、アメリカンホーム保険会社が特に認めた場合には、保険契約者等からの申出については省略することができるものとします。

（3）（1）の無事故戻し金（入院14日未満）の支払は、保険契約者等とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（4）アメリカンホーム保険会社が無事故戻し金（入院14日未満）を支払った後にアメリカンホーム保険会社が支払うべき第4条（入院保険金の支払）の入院保険金の請求があった場合で、（1）③にあてはまらなくなったときは、保険契約者等は、アメリカンホーム保険会社の定めるところにより、すでに受領した無事故戻し金（入院14日未満）の一部または全部をアメリカンホーム保険会社に返還しなければなりません。

（5）（1）の無事故戻し金（入院14日未満）の請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第45条（特則の削除）

この特則は保険期間の途中で削除することはできません。

第5章 通信販売に関する特則

第46条（通信販売に関する特則）

この特則は、通信により保険契約の申込みを受ける保険契約に対して付加します。

第47条（保険契約の申込み）

（1）アメリカンホーム保険会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①・②のどちらかにあ

てはまる方法により申込手続を行うことができます。

- ① 保険契約申込書に所要の事項を書きしるし、アメリカンホーム保険会社・代理店に送付すること。
 - ② 所定の手続に従い、電話・情報処理機器等の通信手段を媒介として、アメリカンホーム保険会社・代理店に対し契約意思の表示をすること。
- （2）（1）②の規定によりアメリカンホーム保険会社が契約意思の表示を受けた場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第48条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、保険契約申込書・引受承諾書に書かれているところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。

（2）保険契約者は、申込みをした後、第1回保険料をアメリカンホーム保険会社の定める日までに、次の①～⑥のいずれかの手続により払い込まなければなりません。

- ① 郵便振替
- ② 銀行振込
- ③ 預金口座振替
- ④ 郵便貯金口座振替
- ⑤ 書留
- ⑥ クレジットカード払

（3）保険契約者は、（2）①～⑥に定める手続のほか、アメリカンホーム保険会社が指定する保険料収納窓口を通じてアメリカンホーム保険会社の定める手続に従い、（2）の保険料を払い込むことができます。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以後、第7条（保険責任の始め・終り）（3）・（4）の規定とこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前に生じた事故・こうむったケガ・開始した入院等に関する規定は適用されないものとします。

（4）（2）・（3）の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払に関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払に関する他の特約の規定に従うものとします。

（5）第2回以後の保険料については、払込期日に（2）～（4）のいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第49条（保険料不払により保険金を支払わない場合）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまるケガ・入院、そのケガ・入院を原因とする損害・費用または③の損害に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガ
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した入院
- ③ この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による損害

第50条（保険料不払による保険契約の解除）

（1）アメリカンホーム保険会社は、アメリカンホーム保険会社の定める日までに第48条（保険料の払込方法）（2）～（4）の保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（2）（1）の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は保険料を返還しません。

第51条（保険契約の継続）

（1）この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、アメリカンホーム保険会社・保険契約者のどちらか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同じ内容で継続されるものとします。以後毎回同様とします。

（2）補償対象者の契約年齢が進行することにより、その補償

対象者に適用する保険料が変更となる場合には、(1)の規定にかかわらず、適用する保険料を変更するものとします。

- (3) (1)・(2)の規定により、この保険契約が継続され、継続契約の第1回保険料が払い込まれた場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険証券を保険契約者に交付しません。
- (4) 継続契約におけるアメリカンホーム保険会社の保険責任は、その保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第52条 (継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合)

継続前契約の未払込保険料・継続契約の第1回保険料について、継続契約の第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまるケガ・入院、そのケガ・入院を原因とする損害・費用または③の損害に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガ
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した入院
- ③ この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による損害

第53条 (保険料不払による継続契約の解除)

- (1) 継続前契約の未払込保険料・継続契約の第1回保険料について、継続契約の第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は保険料を返還しません。

第54条 (継続契約に適用される特別・特約)

第51条 (保険契約の継続) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付加された特別・付帯された特約が適用されるものとします (注)。

(注) 継続する時にこれらの特別・特約を取扱っていない場合には、アメリカンホーム保険会社が定める他の特別・特約を適用することがあります。

第55条 (継続契約における保険料の取扱い)

継続契約の第1回保険料については、第7条 (保険責任の始め・終り) (3)・(4)の規定を適用せず、第22条 (第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除) (1)の規定を準用します。

別表1 第3条 (保険金を支払わない場合) (2) ③の身体障害

平成6年10月12日総務庁告示第75号および平成11年3月31日総務庁告示第64号に定められた分類項目中、次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00 - F 07、F 09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F 10 - F 19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F 20 - F 25、 F 28、F 29
気分 [感情] 障害	F 30 - F 34、 F 38、F 39

分類項目	基本分類コード
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F 40 - F 45、F 48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F 50 - F 55、F 59
成人の人格および行動の障害	F 60 - F 66、 F 68、F 69
知的障害<精神遅滞>	F 70 - F 73、 F 78、F 79
心理的発達の障害	F 80 - F 84、 F 88、F 89
小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F 90 - F 95、F 98
詳細不明の精神障害	F 99

別表2 返還保険料 (例示表)

- 1. 第26条 (保険料の返還-無効・失効の場合) (2)・第28条 (保険料の返還-解除の場合) (1) (3)・第39条 (法令等の改正にともなう支払責任の変更) (5) の場合
<省略>
- 2. 第28条 (保険料の返還-解除の場合) (2)・(4)・(5)・(6) の場合
<省略>

特約

次のうち、保険証券の「特約」欄に記載されている特約が適用されます。

1. 入院保険金支払条件変更特約 (所定日数経過分のみ支払用)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、普通保険約款第4条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金の支払事由にあてはまった場合においても、保険証券に書かれている入院日数を経過するまでの期間に対しては、入院保険金を支払いません。

2. 退院後通院療養保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が所定の期間入院後、所定の期間中に通院をした場合に、通院療養保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
支払対象期間	第2条（保険金を支払う場合）（1）①の入院の終了日の翌日からその日を含めて保険証券に書かれている支払限度日数を経過した日までの期間をいいます。
身体障害	普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の身体障害をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院等に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
保険金	通院療養保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が身体障害をこうむり、次の①・②のすべてを満たす場合は、この特約・普通保険約款の規定に従い、支払対象期間における通院に対し、保険金を補償対象者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に身体障害がなおった時以後の通院に対しては、保険金を支払いません。

① 保険証券に書かれている入院日数以上の継続した入院となった場合で、かつ、普通保険約款第4条（入院保険金の支払）の規定により入院保険金が支払われること。

② ①の入院が終了した後、その身体障害の治療のために通院したこと。

(2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{保険証券に} \\ \text{書かれている通院} \\ \text{療養保険金日額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{支払対象期間に} \\ \text{おける通院の日数} \end{array} = \text{保険金の額}$$

(3) 補償対象者が通院しない場合においても、骨折等の身体障害をこうむった部位を固定するために補償対象者以外の医師の指示によりギプスに代表される固定具（注）を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数に対し、保険金を支払います。

（注）バストバンド・サポーターに類する軟性固定具を除きます。

(4) この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、通院1日につきアメリカンホーム保険会社が支払う保険金の額は、(2)の通院療養保険金日額の規定にかかわらず、(2)の保険金の額の50%相当額とします。

(5) (1)～(4)の規定にかかわらず、普通保険約款第4条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、保険金を支払いません。

(6) 補償対象者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の身体障害をこうむった場合においても、アメリカンホーム保険会社は、重複しては保険金を支払いません。

(7) 補償対象者が転入院した場合は、継続した1回の入院とみなします。

第3条（支払限度日数）

第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払う日数は、次の①・②の日数を限度とします。

① 同じ身体障害による通院の支払限度については、保険証券に書かれている支払限度日数

② 保険期間（注）中の通院の支払限度については、保険証券に書かれている通算支払限度日数

（注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（用語・記号の意味の取り決め）の規定中「保険金」の意味

（適用しません。）

② 第4条（入院保険金の支払）（8）

（適用しません。）

③ 第6条（身体障害の取扱い）（1）

(1) 次の①～⑤のいずれかにあてはまる場合は、後の身体障害は前の身体障害と同じ身体障害とみなし、この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）～（4）・この特約第3条（支払限度日数）の規定を適用します。

① 転入院した場合

② 補償対象者がケガをこうむった場合において、そのケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その事故によりこうむった他のケガを原因として入院したとき。

③ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための入院を開始した時に他の病気を併発していたとき。

④ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための入院期間中に新たに他の病気をこうむったとき。

⑤ 補償対象者が病気をこうむった場合において、その病気の治療のための普通保険約款第4条（入院保険金の支払）（1）・（3）の入院保険金が支払われるべき入院が終了した後、他の病気の治療のために入院し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった病気が同じまたは医学上重要な関係があると補償対象者以外の医師が認めたとき。

④ 第7条（保険責任の始め・終り）（4）

(4) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始したこの特約第2条（保険金を支払う場合）の通院については、保険金を支払いません。

⑤ 第8条（保険期間と支払責任の関係）（1）

（1）アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間中にこの特約第2条（保険金を支払う場合）の通院を開始した場合に限り、保険金を支払います。

⑥ 第8条（保険期間と支払責任の関係）（4）

（適用しません。）

⑦ 第9条（保険料の払込み）（2）

（2）アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、この特約第2条（保険金を支払う場合）の通院を開始した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができます。

⑧ 第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）（3）②

（3）② 追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）の通院を開始した場合

⑨ 第13条（告知義務）（4）

（4）（2）の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）の通院を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

⑩ 第19条（重大事由による解除）（3）

（3）（1）・（2）の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）の通院（注1）を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①～⑤の事由または（2）①・②の事由が生じた時から解除がなされた時までに開始した通院（注1）に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、すでに保険金（注2）を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者の通院をいいます。（注2）（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限りです。

⑪ 第23条（保険契約の復活）（4）②

（4）② 普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）の規定により解除された日から（2）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）の通院を開始したとき。

⑫ 第30条（入院を開始した場合の通知）（1）

（1）補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）の通院を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が通院を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書（注）・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。（注）柔道整復師の施術証明書を含みます。

⑬ 第31条（保険金の請求）（1）・（2）

（1）この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、補償対象者が平常の業務に従事すること・平常の生活に支障がない程度に身体障害がなかった時、この特約第2条（保険金を支払う場合）の通院について支払対象期間が終了した時またはこの特約第3条（支払限度日数）（1）①・②の支払限度日数が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

（2）この特約第2条（保険金を支払う場合）の通院が1か月以上継続する場合には、補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社に対し保険金の内払を請求することができます。

⑭ 第31条（保険金の請求）（7）

（7）アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・その程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（3）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

⑮ 第49条（保険料不払により保険金を支払わない場合）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまるケガ・通院に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガ
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した通院

⑯ 第52条（継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合）

継続前契約の未払込保険料・継続契約の第1回保険料について、継続契約の第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまるケガ・通院に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガ
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した通院

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

3. 個人賠償責任補償特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が他人の身体の障害・財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対して、賠償責任保険金を支払うことを主な目的としています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

主として補償に
関する特約

用語	意味
財物の破損	財物の滅失・汚損・損傷をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
住宅	本人が居住するための住宅(注)をいいます。 (注)敷地内の動産・不動産・一時的に居住する補償対象者所有の住宅(いわゆる別荘)を含みます。
身体の障害	ケガ・病気・後遺障害・死亡をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
本人	保険証券に書かれている補償対象者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は補償対象者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が、次の①・②のどちらかにあてはまる偶然な事故(注1)により、他人の身体の障害・他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対して、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- ② 補償対象者の日常生活(注2)に起因する偶然な事故(注1)この後「事故」と省略します。
(注2)住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。

第3条 (支払保険金の範囲)

アメリカンホーム保険会社が支払う保険金の範囲は、次の①～⑤のいずれかにあてはまるものに限り、

- ① 補償対象者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生した場合において、補償対象者が第9条(事故の発生)(1)②に規定する第三者に対する求償権の保全・行使・その他損害を防止・軽減するために要した必要・有益な費用
- ③ ②の損害を防止・軽減するために必要・有益と認められる手段を講じた後において、補償対象者に損害賠償責任がないと判明した場合、補償対象者が被害者のために支出した応急手当・護送・その他緊急措置に要した費用・支出についてあらかじめアメリカンホーム保険会社の書面による同意を得た費用
- ④ 補償対象者がアメリカンホーム保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用
- ⑤ 第10条(アメリカンホーム保険会社による解決)(1)に規定するアメリカンホーム保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために補償対象者が支出した費用

第4条 (保険金を支払わない場合-その1)

アメリカンホーム保険会社は、次の①～④のいずれかにあてはまる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または補償対象者の故意
- ② 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動(注2)
- ③ 地震・噴火・これらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)・核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
(注1)保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合-その2)

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が次の①～⑨のいずれかにあてはまる損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 補償対象者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 主に補償対象者の職務に用いられる動産・不動産(注1)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- ③ 補償対象者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 補償対象者の使用人が補償対象者の事業・業務に従事中にこうむった身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、補償対象者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 補償対象者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 補償対象者が所有・使用・管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 補償対象者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 補償対象者または補償対象者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(注2)、銃器(注3)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
(注1)住宅の一部が主に補償対象者の職務のために用いられる場合は、その部分を含みます。
(注2)原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
(注3)空気銃を除きます。

第6条 (補償対象者の範囲)

(1) この特約における補償対象者は、本人のほか、次の①～③のいずれかにあてはまる者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人の配偶者
 - ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の補償対象者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第7条 (保険金の支払額)

アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額は、次の①・②の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券に書かれている免責金額を超える場合には、その超えた額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 第3条(支払保険金の範囲)②～⑤の費用についてはその全額。ただし、第3条④の費用は、1回の事故につき、第3条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条④の費用} \text{に対して支払う保険金の額}$$

第3章 基本条項

第8条 (保険責任の始め・終り)

- (1) アメリカンホーム保険会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社

は、第1回保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条 (事故の発生)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害・財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、次の①～④の事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名・年齢・職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、アメリカンホーム保険会社に通知すること。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全・行使について必要な手続をとり、その他損害を防止・軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめアメリカンホーム保険会社の承認を得ること。ただし、応急手当・護送・その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合・提起された場合は、ただちに書面によりアメリカンホーム保険会社に通知すること。
- (2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①～④に規定する義務に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、(1)①・④のときはそれによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)②のときは防止・軽減することができたと認められる損害額を、(1)③のときは損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第10条 (アメリカンホーム保険会社による解決)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、必要と認めた場合は、補償対象者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、補償対象者は、アメリカンホーム保険会社の求めに応じ、その遂行についてアメリカンホーム保険会社に協力しなければなりません。
- (2) 補償対象者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時
 - ② 第3条②～⑤の費用については、補償対象者が費用を負担した時
- (2) 補償対象者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑦のいずれかの書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める事故状況報告書
 - ④ 示談書その他これに代わるべき書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑦ その他アメリカンホーム保険会社が第12条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くこと

のできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定められたもの

(3) (2)の場合において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無・その内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

- (注)すでに他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、そのことを含みます。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、これによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合には、普通保険約款第36条(保険金請求代理人の指定・変更)に規定する指定代理人がその事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
- (6) 次の①～③のすべてにあてはまる場合は、以下のア～ウのいずれかの者が、その事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合
 - ② 指定代理人がいな場合(注1)または指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
 - ③ 補償対象者の代理人がいな場合または補償対象者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	補償対象者と同居・生計を共にする配偶者(注2)
イ.	アに規定する者がいない場合・アに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、補償対象者と同居・生計を共にする3親等内の親族
ウ.	ア・イに規定する者がいない場合またはア・イに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者(注2)・イ以外の3親等内の親族

(注1) 指定していない場合を含みます。

(注2) 法律上の配偶者に限ります。

- (7) (5)・(6)の規定による補償対象者の代理人からの保険金の請求に対して、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (8) アメリカンホーム保険会社は、損害の程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(2)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(8)の規定に違反した場合、(2)・(3)・(5)・(6)・(8)の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金の支払時期)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因・事故発生の状況・損害発生の有無・補償対象者にあてはまる事実

主として補償に
関する特約

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額・事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無・内容、損害について補償対象者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(注) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が第11条（保険金の請求）（2）・（5）・（6）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次の特別な照会・調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①～⑤の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査の照会（注3） 180日
 - ② (1) ①～⑤の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が第11条（保険金の請求）（2）・（5）・（6）の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数をいいます。
(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)・(2) の必要な事項の確認に際し、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2) の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)・(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条（支払保険金の範囲）の損害賠償金・費用の額を超えるときは、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②の額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合第3条の損害賠償金・費用の合計額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合

には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第14条（時効）

保険金請求権は、第11条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより補償対象者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、アメリカンホーム保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権はアメリカンホーム保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① アメリカンホーム保険会社が損害賠償金・費用の全額を保険金として支払った場合
補償対象者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
補償対象者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害賠償金・費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、アメリカンホーム保険会社に移転せずに補償対象者が引き続き有する債権は、アメリカンホーム保険会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社が取得する(1)・(2)の債権の保全・行使およびそのためにアメリカンホーム保険会社が必要とする証拠・書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、アメリカンホーム保険会社の負担とします。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（先取特権）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、補償対象者のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

(注) 第3条（支払保険金の範囲）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) アメリカンホーム保険会社は、次の①～④のいずれかにあてはまる場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、アメリカンホーム保険会社から補償対象者に支払う場合（注1）
 - ② 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、補償対象者の指図により、アメリカンホーム保険会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、アメリカンホーム保険会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、アメリカンホーム保険会社が補償対象者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、アメリカンホーム保険会社から補償対象者に支払う場合（注2）
(注1) 補償対象者が賠償した金額を限度とします。
(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①・④の規定により補償対象者がアメリカンホーム保険会社に対して保険

金の支払を請求することができる場合を除きます。
(注) 第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第17条(損害賠償請求権者の権利と補償対象者の権利の調整)

保険証券に書かれている保険金額が、第16条(先取特権)(2)②・③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と補償対象者が第3条(支払保険金の範囲)の規定によりアメリカンホーム保険会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、アメリカンホーム保険会社は、補償対象者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第18条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条(用語・記号の意味の取り決め)の規定中「保険金」の意味

(適用しません。)

② 第3条(保険金を支払わない場合)

(適用しません。)

③ 第7条(保険責任の始め・終り)

(適用しません。)

④ 第8条(保険期間と支払責任の関係)

(適用しません。)

⑤ 第9条(保険料の払込み)(2)

(2) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、損害が生じた日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

⑥ 第12条(契約年齢・性別の誤りの処置)(3)

(適用しません。)

⑦ 第13条(告知義務)(3)③

(3)③ 保険契約者・補償対象者が、この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結(注1)の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結(注1)していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

⑧ 第13条(告知義務)(4)・(5)

(4)(2)の規定による解除が損害の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
(5)(4)の規定は、(2)に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかずに発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

⑨ 第19条(重大事由による解除)(1)①

(1)① 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、アメリカンホーム保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

⑩ 第19条(重大事由による解除)(2)

(2) アメリカンホーム保険会社は、次のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 補償対象者が、(1)③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。

② 補償対象者に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア～オのいずれかにあてはまること。

(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。

⑪ 第20条(補償対象者による保険契約の解除請求)

(適用しません。)

⑫ 第23条(保険契約の復活)(4)

(4) 保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)の規定により解除された日から(2)の保険契約の復活を承認する前にこの特約第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生したときは、保険金を支払いません。

⑬ 第25条(保険料の返還・請求告知義務等の場合)(5)

(5)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

⑭ 第30条(入院を開始した場合の通知)

(適用しません。)

⑮ 第31条(保険金の請求)

(適用しません。)

⑯ 第32条(保険金の支払時期)

(適用しません。)

⑰ 第34条(時効)

(適用しません。)

⑱ 第35条(代位)

(適用しません。)

⑲ 第55条(継続契約における保険料の取扱い)

継続契約の第1回保険料については、この特約第8条(保険責任の始め・終り)(3)の規定を適用せず、普通保険約款第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)(1)の規定を準用します。

第19条 (重大事由解除に関する特則)

アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第19条(重大事由による解除)(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- (3) (1)・(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者・補償対象者が(1)③ア～オのいずれかにあてはまることにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③ア～ウ・オのいずれにもあてはまらない補償対象者に生じた損害
 - ② (1)③ア～ウ・オのいずれかにあてはまる補償対象者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第20条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

4. 特定疾病補償対象外特約

第1条 (特定疾病等の補償対象外)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この特約により、保険証券に書かれている補償対象外期間(注1)中に補償対象者が保険証券に書かれている病気・ケガ・これらによる身体障害を原因として支払事由が発生した場合は、普通保険約款第4条(入院保険金の支払)の入院保険金(注2)を支払いません。
- (注1) 期間が書かれていない場合は、全保険期間をいいます。
- (注2) この特約が付帯された普通保険約款に身体障害をこうむったことを支払事由とする他の特約が付帯されている場合は、これらの特約の規定により支払われる保険金を含みます。
- (2) 補償対象者が2名以上である場合は、保険証券に書かれているそれぞれの補償対象者ごとに(1)の規定を適用します。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

5. 手術保険金支払特約 (独立定額型)

この特約の趣旨
この特約は、補償対象者がこうむった身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、手術保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部・必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいいます。

用語	意味
身体障害	普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の身体障害をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師による治療をいいます。
保険金	手術保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害の治療を直接の目的として、保険期間中に病院等において別表の手術を受けた場合は、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険証券に書かれている手術保険金額を、保険金として補償対象者に支払います。(注)
(注) 同時に2以上の手術を受けた場合でも、重複しては保険金を支払いません。
- (2) この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、補償対象者が受けた手術に対してアメリカンホーム保険会社が支払う保険金の額は、(1)の手術保険金額の規定にかかわらず、(1)の保険金の額の50%相当額とします。

第3条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語・記号の意味の取り決め)の規定中「治療」・「保険金」の意味
(適用しません。)
- ② 第3条(保険金を支払わない場合)(5)・(6)
(5) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とするこの特約第2条(保険金を支払う場合)の手術に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。
(6) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とするこの特約第2条(保険金を支払う場合)の手術に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因がケガによる場合には、保険金を支払います。
- ③ 第6条(身体障害の取扱い)
(適用しません。)
- ④ 第7条(保険責任の始め・終り)(4)
(4) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に行われたこの特約第2条(保険金を支払う場合)の手術については、保険金を支払いません。
- ⑤ 第8条(保険期間と支払責任の関係)(1)
(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間中にこの特約第2条(保険金を支払う場合)の手術を受けた場合に限り、保険金を支払います。
- ⑥ 第8条(保険期間と支払責任の関係)(3)
(3) 保険期間の開始時より前にこうむった病気を直接の原因とする手術についても、保険期間の開始時より後にその病気が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係がある病気をこうむったことにより、手術による治療が必要であると医師によって初めて判断された場合は、保険期間の開始時より後にこうむった病気による手術とみなします。

⑦ 第9条（保険料の払込み）（2）

(2) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、この特約第2条（保険金を支払う場合）の手術が行われた日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

⑧ 第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）（3）②

(3) ② 追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）の手術が行われた場合

⑨ 第13条（告知義務）（4）

(4) (2) の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）の手術が行われた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

⑩ 第19条（重大事由による解除）（3）

(3) (1)・(2) の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）の手術（注1）が行われた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①～⑤の事由または(2) ①・②の事由が生じた時から解除がなされた時までに行われたこの特約第2条の手術（注1）に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、すでに保険金（注2）を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
（注1）(2) の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者の手術をいいます。
（注2）(2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限りです。

⑪ 第23条（保険契約の復活）（4）②

(4) ② 普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）の規定により解除された日から(2) の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）の手術が行われたとき。

⑫ 第25条（保険料の返還・請求告知義務等の場合）（5）

(5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこうむった身体障害・行われたこの特約第2条（保険金を支払う場合）の手術に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

⑬ 第30条（入院を開始した場合の通知）（1）

(1) 補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払う場合）の手術を受けた場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、その手術の日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

⑭ 第31条（保険金の請求）（1）・（2）

(1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、この特約第2条（保険金を支払う場合）の手術が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) （適用しません。）

⑮ 第31条（保険金の請求）（3）⑥

(3) ⑥ 手術の内容を証明する補償対象者以外の医師の診断書

⑯ 第31条（保険金の請求）（7）

(7) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・手術の程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(3) の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

⑰ 第49条（保険料不払により保険金を支払わない場合）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまるケガ・手術に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガ
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に行われた手術

⑱ 第52条（継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合）

継続前契約の未払込保険料・継続契約の第1回保険料について、継続契約の第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまるケガ・手術に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガ
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に行われた手術

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

§皮膚・乳房の手術

1. 植皮術（25cm未満は除く。）
2. 乳房切断術

§筋骨の手術（抜釘術は除く。）

3. 骨移植術
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）
8. 脊椎・骨盤観血手術
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）

§呼吸器・胸部の手術

14. 慢性副鼻腔炎根本手術
15. 喉頭全摘除術
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）
17. 胸郭形成術
18. 縦隔腫瘍摘出術

§循環器・脾の手術

19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）
20. 静脈瘤根本手術
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）
22. 心膜切開・縫合術
23. 直視下心臓内手術
24. 体内用ペースメーカー埋込術
25. 脾摘除術

§消化器の手術

26. 耳下腺腫瘍摘出術
27. 顎下腺腫瘍摘出術
28. 食道離断術
29. 胃切除術
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）
31. 腹膜炎手術
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術
33. ヘルニア根本手術
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術
35. 直腸脱根本手術
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）

§尿・性器の手術

38. 腎移植手術（受容者に限る。）
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）
42. 陰茎切断術
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術
44. 陰嚢水腫根本手術
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術
47. 帝王切開娩出術
48. 子宮外妊娠手術
49. 子宮脱・膣脱手術
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）
51. 卵管・卵巣観血手術（経膈的操作は除く。）
52. その他の卵管・卵巣手術

対象となる手術

§ 内分泌器の手術

- 53. 下垂体腫瘍摘除術
- 54. 甲状腺手術
- 55. 副腎全摘除術

§ 神経の手術

- 56. 頭蓋内観血手術
- 57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）
- 58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術
- 59. 脊髄硬膜内外観血手術

§ 感覚器・視器の手術

- 60. 眼瞼下垂症手術
- 61. 涙小管形成術
- 62. 涙嚢鼻腔吻合術
- 63. 結膜嚢形成術
- 64. 角膜移植術
- 65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術
- 66. 虹彩前後癒着剥離術
- 67. 緑内障観血手術
- 68. 白内障・水晶体観血手術
- 69. 硝子体観血手術
- 70. 網膜剥離症手術
- 71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。）
- 72. 眼球摘除術・組織充填術
- 73. 眼窩腫瘍摘出術
- 74. 眼筋移植術

§ 感覚器・聴器の手術

- 75. 観血的鼓膜・鼓室形成術
- 76. 乳様洞削開術
- 77. 中耳根本手術
- 78. 内耳観血手術
- 79. 聴神経腫瘍摘出術

§ 悪性新生物の手術

- 80. 悪性新生物根治手術
- 81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。）
- 82. その他の悪性新生物手術

§ 上記以外の手術

- 83. 上記以外の開頭術
- 84. 上記以外の開胸術
- 85. 上記以外の開腹術
- 86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。）
- 87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。）

§ 新生物根治放射線照射

- 88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日からその日を含めて60日間ごとに1回の給付を限度とする。）

6. 現金盗難被害補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は下表によります。

用語	定義
ATM等	現金自動預払機・現金自動支払機など、支払用カードを使用して現金を引き出すことができる機器をいいます。
置き引き	自宅建物外に置いてある被保険者の現金または現金が入った荷物を盗み去られることをいいます。
危険	現金盗難被害の発生の可能性をいいます。
現金	現金通貨をいい、例えば日本においては、日本銀行券と政府発行の補助貨幣をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
自宅建物内現金盗難	被保険者の自宅建物内における生活用の現金の盗難をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
支払用カード	キャッシュカード、クレジットカード、ローンカードなど、そのカードを使用して、物品・権利の購入、役務の提供、金銭の借り入れもしくは預貯金口座(注)からの現金の引き出しを行うことができるカードまたは預貯金証書をいい、プリペイドカード、電子マネーおよびそれらに類似の前払式証票を除きます。 (注) 証券総合口座など預貯金口座類似のものを含みます。
車上ねらい	自動車等の車内や荷台にある被保険者の現金または現金が入った荷物を盗み去られることをいいます。
すり	被保険者の現金または現金が入った荷物を被保険者が気が付かない間にかすめ取られることをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗または窃盗をいい、置き忘れ、紛失、置き引き、すりおよび車上ねらいに起因する事故を除きます。
途中ねらい現金盗難	① 被保険者がATM等または金融機関店頭を通じ、支払用カードまたは預貯金証書を使用して現金の引き出しを完了した時から、その日の午後12時までまたは被保険者の自宅に到着した時までのうち、いずれか早い時まで発生した、引き出した現金(注)の盗難をいいます。 ② ①の規定にかかわらず、現金の引き出しを完了した時から、その日の午後12時までの時間が1時間に満たない場合は、現金の引き出しを完了した時から起算して1時間後までまたは被保険者の自宅に到着した時までのうち、いずれか早い時まで発生した、引き出した現金(注)の盗難をいいます。 ③ ①および②の時刻は、日本国の標準時によるものとします。 (注) 業務用のものを除きます。

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	途中ねらい現金盗難被害保険金または自宅建物内現金盗難被害保険金をいいます。
保険年度毎の支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者(補償対象者)をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額(注)をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 (注) 保険証券記載の金額とします。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳を含みます。

第2条 (保険金を支払う場合および保険金の支払額)

当会社(アメリカンホーム保険会社)は、この特約およびこの特約が付帯された普通保険約款の規定に従い、日本国内または国外における下表の「保険金を支払う場合」に記載の損害に対して保険金を支払います。この場合において、当社が被保険者(補償対象者)または被保険者の法定相続人に対して支払う保険金の支払額は、下表の「支払限度額」を限度として、同表の「保険金の計算」に従い算出した額とします。

保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の支払額	
		保険金の計算	支払限度額
(1) 途中ねらい現金盗難被害保険金	途中ねらい現金盗難被害による被保険者に損害が生じた場合の、その損害	損害の額(注) - 途中ねらい現金盗難被害免責金額 (注) 被保険者に生じた損害を補償する他の保険契約等の規定により保険金が支払われる場合は、それらの額を除いた額	1回の事故につき、被保険者1名あたり保険証券記載の支払限度額(保険金額)
(2) 自宅建物内現金盗難被害保険金	自宅建物内現金盗難による被保険者に損害が生じた場合の、その損害	損害の額(注) - 自宅建物内現金盗難被害免責金額 (注) 被保険者に生じた損害を補償する他の保険契約等の規定により保険金が支払われる場合は、それらの額を除いた額	1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額(保険金額)

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた盗難に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の親族もしくは法定代理人(注1)の故意もしくは重大な過失、またはこれらの者が行った犯罪行為もしくは不誠実行為
- ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の親族もしくは法定代理人(注1)があらかじめ知っていた、または第三者と共謀して行った犯罪行為または不誠実行為
- ③ 被保険者の同居人、留守居人もしくは家事使用人または被保険者の居住する住宅への出入りが常時可能な者が行った犯罪行為または不誠実行為
- ④ 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の親族もしくは

法定代理人（注2）の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りません。

- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による著しい秩序の混乱
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性
- ⑧ ⑤および⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 被保険者相互間で発生した事故
- ⑪ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態で発生した事故
- ⑫ 国または公共団体の公権力の行使（注6）

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（注6）差押さえ、取用、没収、破壊等をいいます。

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、自宅建物内現金盗難被害保険金を支払いません。

- ① 火災の際における盗難
- ② 落雷の際における盗難
- ③ 破裂または爆発（注1）の際における盗難
- ④ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災（注2）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（注3）の際における盗難
- ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊の際における盗難
- ⑥ 給排水設備（注4）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または流水による水濡れの際における盗難
- ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注5）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為の際における盗難
- ⑧ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災の際における盗難
- ⑨ 現金が屋外にある間に生じた盗難

（注1）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

（注2）洪水、高潮等を除きます。

（注3）融雪洪水を除きます。

（注4）スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注5）群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、（1）⑤の暴動に至らないものをいいます。

第4条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族

（2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、事故発生時におけるものをいいます。

第5条（保険期間中の支払限度額）

当社が第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の規定に従い支払う保険金の合計額は、次に掲げる額を限度とします。

- ① この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が2年を超える場合は、保険年度毎に保険年度毎の支払限度額、保険期間を通じて保険年度毎の支払限度額の3倍の額
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年を超え2年以下の場合は、保険年度毎に保険年度毎の支払限度額、保険期間を通じて保険年度毎の支払限度額の2倍の額
 - ③ この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年以下の場合は、保険期間を通じて保険証券記載の支払限度額
- （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

（1）保険期間（注1）は、その初日の午後4時（注2）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注1）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

（注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた盗難に対しては、保険金を支払いません。

（4）当社は、保険期間中に事故が発生した場合に限り保険金を支払います。

（5）事故が発生した時を特定することが困難な場合は、当社は、事故が発生したと推定される時または損害が最初に発見された時のいずれか早い時に発生したものとみなします。

第7条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結（注）の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。

（2）当社は、保険契約締結（注）の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① （2）に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結（注1）の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
- ③ 保険契約者または被保険者が、事故によって損害が発生する前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結（注1）の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注1）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。

（注2）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げな

主として補償に
関する特約

いこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款に定める保険契約解除の効力の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第8条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条 (重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等との合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらのものに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
 - (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害(注1)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款に定める保険契約の解除の効力の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害(注1)に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた損害をいいます。
 - (注2) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまで

のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りません。

第10条 (特約の解除)

この特約は、次のいずれかに該当する場合は、当社は、その保険金支払の原因となった事故が発生した時にこの特約を解除することができます。

- ① この特約が付帯された保険契約の保険期間が2年を超える場合で、この特約に基づいて保険金が支払われ、保険期間を通算した保険金の額が第5条(保険期間中の支払限度額)①に掲げる保険年度毎の支払限度額の3倍の額に達したとき。
- ② この特約が付帯された保険契約の保険期間が1年を超え2年以下の場合で、この特約に基づいて保険金が支払われ、保険期間を通算した保険金の額が第5条②に掲げる保険年度毎の支払限度額の2倍の額に達したとき。

第11条 (保険料の返還または請求告知義務等の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結(注)の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
 - (注) この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。
- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第12条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合に、普通保険約款の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合において、当社は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① この特約が付帯された保険契約の保険期間(注)が1年を超える場合は、別表により計算した額を返還します。ただし、返還保険料の取扱に関し、この規定と異なる特約が付帯されている場合には、その特約の規定の趣旨に従います。
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間(注)が1年以下の場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
 - (注) この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件

の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

第13条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第7条（告知義務）(2)、第9条（重大事由による解除）(1)および(2)、第10条（特約の解除）または第11条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、それぞれ次のとおりとします。
- ① この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年を超える場合は、別表により計算した額を返還します。
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年以下の場合は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。
- (2) 第8条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、それぞれ次のとおり取り扱います。
- ① この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年を超える場合は、別表により計算した額を返還します。ただし、返還保険料の取扱いに関し、この規定と異なる特約が付帯されている場合には、その特約の規定の趣旨に従います。
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間（注）が1年以下の場合は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し普通保険約款に規定された短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

第14条（事故が発生した場合の通知および義務）

- (1) 事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は速やかに、書面、ファクシミリまたはその他の通信手段により、当社および当社が個別に求めた届出先に対し、事故が発生したことおよび次に掲げる事項のうち当社の求める事項の詳細を通知しなければなりません。この場合において、当社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 事故発生の状況および損害の程度
 - ② 損害賠償請求の相手方に関する情報およびそれまでの交渉状況
- (2) 当社は、(1)の通知事項の一部の省略を認めることができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、速やかに次に掲げる事項を行わなければなりません。
- ① 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - ② 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合は、ただちに書面をもって当社に通知すること。
 - ③ 支払用カードの発行者もしくは金融取引の相手方が提供する補償制度等（注）により補償を受けることができる場合は、補償を受けるために必要な手続きをとること。
- （注）保険契約を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社が特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なくこれを提出するとともに、その他当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がないのに(1)から(4)までの規定に違反した場合、またはその通知または証明において知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合および保険金の支払額）の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類を提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当社の定める損害状況調書
 - ④ その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結（注）の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更を含みます。
- (3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
- （注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(2)の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、普通保険約款に保険金請求代理人の指定に関する規定があるときは、指定代理人がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- (7) 次に掲げる①から③までのすべてを満たす場合は、以下のアからウまでに掲げるいずれかの者が、その事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合
 - ② 指定代理人がいない場合（注1）または指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
 - ③ 被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の代理人がいない場合または被保険者もしくは保険金を受け取るべき者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合
- | | |
|----|---|
| ア. | 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2） |
| イ. | アに規定する者がいない場合またはアに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 |
| ウ. | アおよびイに規定する者がいない場合またはアおよびイに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者（注2）またはイ以外の3親等内の親族 |
- （注1）指定していない場合を含みます。
（注2）法律上の配偶者に限ります。
- (8) (6)または(7)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (9) 当社は、損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)、(5)および(6)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに

主として補償に関する特約

提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (10) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(9)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)から(7)までもしくは(9)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)ならびに(5)から(7)までの規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
 - ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)ならびに(5)から(7)までの規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)の損

害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、損害の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
損害の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第18条 (法令等の新設または改正による補償範囲の変更)

- (1) 当社は、この特約が補償する範囲の一部または全部について、法令等の新設または改正により、被保険者が公的な補償を受けられるようになった場合で、特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の補償範囲および保険料を変更することがあります。
- (2) (1)の規定によりこの特約の補償範囲および保険料を変更する場合は、変更日(注)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
(注) 当社の定めるこの特約の補償範囲および保険料を変更する日をいいます。
- (3) (2)の通知を受けた保険契約者は、変更日(注)の2週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとします。
 - ① 変更日(注)からこの特約の補償範囲および保険料を変更する方法
 - ② 変更日(注)の前日にこの特約を解除する方法
(注) 当社の定めるこの特約の補償範囲および保険料を変更する日をいいます。
- (4) (3)の指定がなされないまま変更日(注)が到来した場合は、保険契約者により(3)①の方法が指定されたものとみなします。
(注) 当社の定めるこの特約の補償範囲および保険料を変更する日をいいます。
- (5) (3)①の規定によりこの特約の補償範囲および保険料が変更された場合でも、この特約が付帯された保険契約と継続後の保険契約は同一の内容で継続されたものとみなし、普通保険約款またはこれに付帯された特約の保険契約の継続の規定を適用します。
- (6) (3)②の規定によりこの特約が解除された場合には、当社は、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① この特約が付帯された保険契約の保険期間(注)が1年を超える場合は、別表により計算した額を返還します。
 - ② この特約が付帯された保険契約の保険期間(注)が1年以下の場合は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
(注) この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間とします。

第19条 (時効)

保険金請求権は、第15条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合および保険金の支払額)の損害が生じたことにより被保険者または法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

- 被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条 (継続契約に適用される特約)

この特約が付帯された保険契約を継続する時にこの特約を取扱っていない場合には、当会社が定める他の特約を適用することがあります。

第22条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第12条 (保険料の返還－無効または失効の場合)、第13条 (保険料の返還－解除の場合) および第18条 (法令等の新設または改正による補償範囲の変更) の場合
<省略>

7. 入院療養一時金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が入院保険金の支払われるべき入院を開始した場合において、その入院が所定の期間以上継続したときに、入院療養一時金を支払うことを主な内容としています。

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
身体障害	普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合) の身体障害をいいます。
保険金	入院療養一時金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が普通保険約款第4条 (入院保険金の支払) (1) の入院保険金が支払われるべき入院 (注1) を開始した場合において、その入院が保険証券に書かれている入院日数 (注2) 以上継続したときは、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険証券に書かれている入院療養一時金額 (注3) を保険金として補償対象者に支払います。
- (注1) 普通保険約款第4条 (入院保険金の支払) (1) に規定する補償対象者が身体障害をこうむったことを直接の原因として、その治療のために保険期間中に開始した入院をいいます。
- (注2) 入院日数が複数書かれている場合は、それぞれの入院日数をいいます。
- (注3) 入院療養一時金額が複数書かれている場合は、それぞれの入院療養一時金額をいいます。
- (2) この保険契約が初度契約である場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、アメリカンホーム保険会社が支払う入院療養一時金の額は、(1) の入院療養一時金額の規定に関わらず (1) の保険金の50%相当額と

します。

- (3) 同じ身体障害に対する保険金は、保険証券に複数書かれている場合はそれぞれにつき、保険期間 (注) を通じ、1回の支払に限りです。
- (注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (4) この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が身体障害をこうむった時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害をこうむった時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第3条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条 (用語・記号の意味の取り決め) の規定中「保険金」の意味

(適用しません。)

- ② 第31条 (保険金の請求) (1)・(2)

- (1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、この特約第2条 (保険金を支払う場合) の入院が保険証券に書かれている入院日数以上継続した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) (適用しません。)

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

8. 葬祭費用補償特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者・補償対象者の親族が負担した補償対象者の葬祭費用に対し、葬祭費用保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
競技等	乗用具による競技・競争・興行 (注1) ・試運転 (注2) をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転・操縦をいいます。
ケガ	補償対象者が日本国内・国外において急激で偶然な外来の事故によってこうむったケガをいい、このケガには体の外部から有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収・摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は病気とします。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

用語	意味
乗用具	自動車等・モーターボート（注）・ゴーカート・スノーモービル・その他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
葬祭費用	通夜・葬儀にかかる費用（注1）をいい、墓地購入費用、墓石・石塔購入費用、仏壇に関する費用、永代経料、年忌供養費、香典返し等（注2）は含みません。 （注1）同等の儀式における同等の費用を含みます。 （注2）宗教等の違いで項目名と一致しない費用についても、主旨がこれらと同等ならば同様に扱います。
病気	補償対象者がこうむったケガ以外の身体の障害をいいます。
保険期間	保険証券に書かれているこの特約が付帯された保険契約の保険期間（注）をいいます。 （注）保険証券に保険期間が書かれていない場合は、この保険契約の保険期間をいいます。
保険金	葬祭費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) アメリカンホーム保険会社は、この特約における補償対象者が①・②のどちらかにあてはまったことにより、葬祭等を行った場合には、保険契約者・補償対象者の親族が負担した葬祭費用に対して、この特約・普通保険約款に従い、補償対象者が死亡した時における保険金額を限度としてその費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中にケガをこうむり、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に死亡した場合は、②の死亡とみなします。
- ② 病気により、保険期間中に死亡した場合

(2) この保険契約（注）にこの特約を付帯した場合、この特約を付帯した日からその日を含めて1年間において、(1)②にあてはまる場合には葬祭費用保険金の限度額は、保険証券記載の葬祭費用保険金額の50%相当額とします。
（注）初度契約・継続契約を問いません。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑨のいずれかにあてはまる事由によって生じた第2条（保険金を支払う場合）の葬祭費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ④ 補償対象者が次のア～ウにあてはまる間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 補償対象者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注5）
- ⑦ 核燃料物質（注6）・核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染
（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）運転する地における法令によるものをいいます。
（注4）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
（注5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注6）使用済燃料を含みます。
（注7）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

補償対象者が次の①・②のどちらかにあてはまる間に生じた事故によってこうむったケガに対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

- ① 補償対象者が別表の運動等を行っている間
- ② 補償対象者が次のア～ウのいずれかにあてはまる間
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウにあてはまる場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準じる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウにあてはまる場合を除き、道路上で競技等に準じる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準じる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者がケガによって死亡したものと推定します。

第6条（死亡の通知）

- (1) 補償対象者が死亡した場合は、保険契約者・保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内にその死亡の状況をアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、保険契約者・補償対象者の親族が費用を負担した時に発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
① 保険金請求書

- ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 保険期間中に病気を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑤ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑥ 死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑦ 補償対象者の戸籍謄本
 - ⑧ 葬祭費用の支出を証明する書類および被保険者の親族が葬祭費用を支出した場合には被保険者の親族に該当することを証明する書類
 - ⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑩ その他アメリカンホーム保険会社が第8条（保険金の支払時期）（1）の必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの（注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。
- (3) (2) の場合において、保険契約者・保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無・その内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
- （注）すでに他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、そのことを含みます。
- (4) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、これによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) アメリカンホーム保険会社は、損害の程度等に応じ、保険契約者・保険金を受け取るべき者に対して、（2）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合、（2）・（3）・（5）の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の支払時期）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故発生・病気の発病の原因、事故発生・病気の発病の状況、費用発生の有無および補償対象者にあてはまる事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故・病気の発病と費用との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無
 - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無・内容、損害について保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無・内容等、アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）保険金を受け取るべき者が第7条（保険金の請求）（2）の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注1）からその日を含

- めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①～⑤の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）180日
 - ② (1) ①～⑤の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①～⑤の事項の確認のための調査60日
 - ⑤ (1) ①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日
- （注1）保険金を受け取るべき者が第7条（保険金の請求）（2）の規定による手続きを完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)・(2) の必要な事項の確認に際し、保険契約者・保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）・（2）の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)・(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者・保険金を受け取るべき者とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条の費用の額を超えるときは、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②の額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第10条（時効）

- 保険金請求権は、第7条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより保険契約者・補償対象者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、アメリカンホーム保険会社はその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権はアメリカンホーム保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。
- ① アメリカンホーム保険会社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者・補償対象者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者・補償対象者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、アメリカンホーム保険会社に移転せずに保険契約者・補償対象者の親族が引き続き有す

る債権は、アメリカンホーム保険会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社が取得する(1)・(2)の債権の保全・行使およびそのためにアメリカンホーム保険会社が必要とする証拠・書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、アメリカンホーム保険会社の負担とします。
- (4) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金受取人による保険契約の存続の特則)

普通保険約款第40条(保険金受取人による保険契約の存続)
(1)の解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した日以後、その解除の効力が生じまたは同条(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、葬祭費用保険金の支払事由が生じ、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うべき場合は、その支払うべき金額の限度で、同条(2)本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、葬祭費用保険金受取人に支払います。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(用語・記号の意味の取り決め)の規定中「ケガ」・「病気」・「保険期間」・「保険金」の意味

(適用しません。)

- ② 第3条(保険金を支払わない場合)

(適用しません。)

- ③ 第7条(保険責任の始め・終り)(3)

(3) 保険期間の開始時(注)以後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時(注)から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガまたは疾病による死亡により発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用
- ② この保険契約の保険期間の開始時(注)から、第1回保険料を領収した時までの期間中に発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の費用
- ③ 補償対象者がケガをこうむった時または疾病により死亡した時が、そのケガをこうむった時または疾病により死亡した時の引受基準緩和型医療保険契約の保険期間の開始時(注)から、その引受基準緩和型医療保険契約の第1回保険料を領収した時までの期間中であり、そのケガまたは疾病による死亡によってその引受基準緩和型医療保険契約の継続契約の保険期間中に発生したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の費用
- (注) 保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、保険契約の条件の変更がなされた時とします。

- ④ 第8条(保険期間と支払責任の関係)

(適用しません。)

- ⑤ 第9条(保険料の払込み)(2)

(2) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、この特約第2条(保険金を支払う場合)の葬祭費用が発生した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

- ⑥ 第12条(契約年齢・性別の誤りの処置)(3)②

(3)② 追加保険料の領収前に、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)のケガをこうむったまたは疾病により死亡した場合

- ⑦ 第13条(告知義務)(4)

(4)(2)の規定による解除が補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払う場合)のケガをこうむったまたは疾病により死亡した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

- ⑧ 第23条(保険契約の復活)(4)

(4) 保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまる費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)の規定により解除された日から(2)の保険契約の復活を承認する前にケガをこうむったことによって生じた葬祭費用
- ② 普通保険約款第22条(第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除)の規定により解除された日から(2)の保険契約の復活を承認する前に、病気により死亡したことによって生じた葬祭費用

- ⑨ 第30条(入院を開始した場合の通知)

(適用しません。)

- ⑩ 第31条(保険金の請求)

(適用しません。)

- ⑪ 第32条(保険金の支払時期)

(適用しません。)

- ⑫ 第33条(アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)

(1) アメリカンホーム保険会社は、この特約第6条(死亡の通知)の規定による通知・この特約第7条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

- ⑬ 第34条(時効)

(適用しません。)

- ⑭ 第35条(代位)

(適用しません。)

第14条 (重大事由解除に関する特則)

アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第19条(重大事由による解除)(2)・(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- (2) アメリカンホーム保険会社は、次のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- ① 補償対象者が、(1)③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。
 - ② 保険金を受け取るべき者が、(1)③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。
- (注) ①の事由がある場合には、その補償対象者にかかる部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者にかかる部分に限ります。
- (3) (1)・(2)の規定による解除がこの特約第2条(保険金を支払う場合)の費用が発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した費用に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等(注)が(1)③ア～オのいずれかにあてはまることにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア～オのいずれにもあてはまらない保険契約者等(注)が負担したこの特約第2条(保険金を支払う場合)の費用については適用しません。
- (注) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者をいいます。

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

- 別表 第4条(保険金を支払わない場合-その2)①の運動等山岳登山(注1)・リュージュ・ボブスレー・スケルトン・航空機(注2)操縦(注3)・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗・超軽量動力機(注4)搭乗・ジャイロプレーン搭乗・その他これらに類する危険な運動
- (注1) ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) グライダー・飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

9. 先進医療費用補償特約

この特約の趣旨
この特約は、補償対象者が身体障害をこうむり、その直接の結果として保険期間中に、補償対象者が日本国内で先進医療を受けて、先進医療費用を負担したことによってこうむった損害に対して先進医療費用保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
一部負担金	法令等の定める治療料金の一部を補償対象者が負担するものをいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
自動車等	自動車・原動機付自転車をいいます。
先進医療	保険医療機関において行われる医療のうち、厚生労働省が定める一定の施設基準を満たした保険医療機関が行う厚生労働省の定める先進の医療技術を用いた医療をいいます。なお、先進医療にかかる費用のうち、診察・検査・入院料等の基礎的療養部分にかかる費用は保険外併用療養費として公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療の技術にかかる費用は自己負担となります。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(注)を除きます。 (注) 保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。
先進医療費用	第2条(保険金を支払う場合)の費用をいいます。
先進医療費用保険金額	保険証券にかかっている先進医療費用保険金額をいいます。
病院等	次の①・②のどちらかにあてはまるものをいいます。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法(昭和23年法律第205号)に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所
保険金	先進医療費用保険金をいいます。
労働者災害補償制度	次の①～⑤のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ② 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号) ③ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号) ④ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が身体障害をこうむり、その直接の結果としてこの特約の保険期間中に先進医療を受け、次の①・②の費用を負担したことによってこうむった損害に対して、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険金を補償対象者に支払います。
- ① 先進医療に要する費用(注)
 - ② 先進医療を受けるために必要とした保険医療機関までの交通費、補償対象者以外の医師が必要と認めた保険医療機関への転入院のために必要とした交通費・退院のために必要とした保険医療機関から住居までの交通費
(注) 基礎的療養部分にかかる費用は除きます。
- (2) 次の①～④のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した(1)の費用の額から差し引くものとします。

主として補償に
関する特約

- ① 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費
- ② 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（注1）
- ③ 補償対象者が負担した（1）の費用について第三者により支払われた損害賠償金
- ④ （1）の費用を補償対象者が負担することによってこうむった損害を補償するために行われたその他の給付（注2）（注1）いわゆる「附加給付」をいいます。
（注2）他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第3条（保険金の支払額）

- （1）アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて保険証券に書かれている保険金額を限度とします。
- （2）この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が身体障害をこうむった時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害をこうむった時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が補償対象者の負担した費用の額を超えるときは、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②の額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第2条（1）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （2）（1）の補償対象者が負担した費用の額は、補償対象者が実際に負担した費用（注）の額から、第2条（保険金を支払う場合）（2）①～④に規定された給付等の額をそれぞれ控除した額をいいます。
（注）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用をいいます。

第5条（特約の解除）

アメリカンホーム保険会社は、この特約に基づいて保険金が支払われ、保険期間（注）を通算して支払われた保険金の額の合計が保険証券に書かれている先進医療費用保険金額に達した場合、この特約を解除することができます。
（注）この特約が付帯された保険契約が継続契約である場合には、この特約が付帯された保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

第6条（先進医療を受けた場合の通知）

- （1）補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の先進医療を受けることがわかった場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が先進医療を受けた日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・先進医療の受診状況等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者が第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （2）補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑫の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書・診療明細書
 - ⑥ 公的医療保険制度・労働者災害補償制度を利用したことを示す書類
 - ⑦ 第2条（保険金を支払う場合）（1）の先進医療費用を支払ったことを示す領収書
 - ⑧ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑪ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑫ その他アメリカンホーム保険会社が第8条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの（注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。
- （3）（2）の場合において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無・その内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
（注）すでに他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、そのことを含みます。
- （4）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、これによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合には、普通保険約款第36条（保険金請求代理人の指定・変更）に規定する指定代理人がその事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
- （6）次の①～③のすべてにあてはまる場合は、以下のア～ウのいずれかの者が、その事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合
 - ② 指定代理人がいない場合（注1）・指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
 - ③ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の代理人がいない場合または補償対象者・保険金を受け取るべき者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	補償対象者と同居・生計を共にする配偶者（注2）
イ.	アに規定する者がいない場合・アに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、補償対象者と同居・生計を共にする3親等内の親族
ウ.	ア・イに規定する者がいない場合またはア・イに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者（注2）・イ以外の3親等内の親族

(注1) 指定していない場合を含みます。

(注2) 法律上の配偶者に限ります。

- (7) (5)・(6)の規定による補償対象者の代理人からの保険金の請求に対して、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (8) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・損害の程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して(2)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(8)の規定に違反した場合または(2)・(3)・(5)・(6)・(8)の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険金の支払時期)

(1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因・身体障害発生の状況・第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用の発生の有無・補償対象者にあてはまる事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条(1)の費用の額・身体障害と費用の額との関係・治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無・内容・損害について補償対象者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無・内容等、アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が第7条(保険金の請求)(2)・(5)・(6)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとし

- ① (1)①～⑤の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- ② (1)①～⑤の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が第7条(保険金の請求)(2)・(5)・(6)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数をいいます。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)の必要な事項の確認に際し、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第9条 (アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) アメリカンホーム保険会社は第6条(先進医療を受けた場合の通知)の規定による通知・第7条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断・死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、アメリカンホーム保険会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第10条 (時効)

保険金請求権は、第7条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条 (代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより補償対象者・その法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、アメリカンホーム保険会社はその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権はアメリカンホーム保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。

① アメリカンホーム保険会社が費用の全額を保険金として支払った場合

補償対象者・その法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

補償対象者・その法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、アメリカンホーム保険会社に移転せずに補償対象者・その法定相続人が引き続き有する債権は、アメリカンホーム保険会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社が取得する(1)・(2)の債権の保全・行使およびそのためにアメリカンホーム保険会社が必要とする証拠・書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、アメリカンホーム保険会社の負担とします。

(4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険

会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条 (用語・記号の意味の取り決め) の規定中「病院等」・「保険金」の意味

(適用しません。)

- ② 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまる場合を原因とするこの特約第2条 (保険金を支払う場合) の先進医療費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者 (注1) または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によってこうむった身体障害

② 保険金を受け取るべき者 (注2) のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によってこうむった身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によってこうむった身体障害

④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用によってこうむった身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。

⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用またはこれらによってこうむった身体障害。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。

⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動 (注3) によってこうむった身体障害

⑦ 核燃料物質 (注4) ・核燃料物質 (注4) によって汚染された物 (注5) の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によってこうむった身体障害

⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によってこうむった身体障害

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によってこうむった身体障害

⑩ 頸(けい)部症候群 (注6) ・腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

⑪ 補償対象者の先天性異常

⑫ 補償対象者の妊娠・出産・不妊治療。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる妊娠・出産・不妊治療については、保険金を支払います。

⑬ 補償対象者の眼の屈折異常・調節異常 (注7) 。ただし、他の身体障害が原因となるものについては保険金を支払います。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注7) いわゆる「近視・遠視・乱視・老眼」をいいます。

(2) アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまるケガを原因とするこの特約第2条 (保険金を支払う場合) の先進医療費用に対しては、保険金を支払いません。

① 補償対象者が法令に定められた運転資格 (注1) を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故によるケガ

② 酒に酔った状態 (注2) で自動車等を運転している間に生じた事故によるケガ

③ 精神および行動の障害 (注3) をこうむり、これを原因として生じた身体障害 (注1) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注3) 具体的には、普通保険約款別表1の身体障害をいいます。

(3) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として発生した身体障害を原因とするこの特約第2条 (保険金を支払う場合) の先進医療費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約の締結をする場合

② 保険契約の復活をする場合

③ 保険契約の条件の変更 (注) をする場合

(注) 変更により支払われる保険金に限ります。

(4) (3) の場合において、補償対象者が身体障害を原因とするこの特約第2条 (保険金を支払う場合) の先進医療費用が発生する前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

(5) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とするこの特約第2条 (保険金を支払う場合) の先進医療費用に対しては保険金を支払いません。ただし、これらの原因が身体障害による場合には、保険金を支払います。

(6) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする第2条 (保険金を支払う場合) の費用に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因がケガによる場合には、保険金を支払います。

- ③ 第6条 (身体障害の取扱い)

(適用しません。)

- ④ 第7条 (保険責任の始め・終り) (3) ~ (4)

(3) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガを原因とするこの特約第2条 (保険金を支払う場合) の先進医療費用については保険金を支払いません。

(4) 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に行われたこの特約第2条 (保険金を支払う場合) の先進医療については、保険金を支払いません。

⑤ 第8条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この特約の保険期間中に補償対象者に生じた保険事故に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初度契約である場合において、身体障害をこうむった時が保険期間の開始時より前であるときは、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害により生じたこの特約第2条（保険金を支払う場合）の先進医療費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険期間の開始時より前にこうむった病気を直接の原因として行われた先進医療についても、保険期間の開始時より後にその病気が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係がある病気をこうむったことにより、先進医療が必要であると医師によって初めて判断された場合は、保険期間の開始時より後にこうむった病気による直接の原因として行われた先進医療とみなします。

⑥ 第9条（保険料の払込み）（2）

- (2) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、この特約第2条（保険金を支払う場合）の先進医療費用が発生した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

⑦ 第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）（3）②

- (3)② 追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）の先進医療が行われた場合

⑧ 第13条（告知義務）（4）

- (4) (2)の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）の先進医療費用が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

⑨ 第19条（重大事由による解除）（3）

- 「(3) (1)・(2)の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）の先進医療費用（注1）が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した先進医療費用（注1）に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、すでに保険金（注2）を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者に発生した先進医療費用をいいます。
- (注2) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限ります。」

⑩ 第23条（保険契約の復活）（4）②

- (4)② 普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）の規定により解除された日から(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払う場合）の先進医療が行われたとき。

⑪ 第25条（保険料の返還・請求－告知義務等の場合）（5）

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこうむった身体障害・行われたこの特約第2条（保険金を支払う場合）の先進医療に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

⑫ 第30条（入院を開始した場合の通知）

(適用しません。)

⑬ 第31条（保険金の請求）

(適用しません。)

⑭ 第32条（保険金の支払時期）

(適用しません。)

⑮ 第33条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書の要求）

(適用しません。)

⑯ 第34条（時効）

(適用しません。)

⑰ 第35条（代位）

(適用しません。)

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

10. 傷害死亡保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がこうむったケガによる死亡に対してケガ死亡保険金を支払うことを主な内容としています。

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
危険	ケガの発生の可能性をいいます。
競技等	乗用具による競技・競争・興行（注1）・試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転・操縦をいいます。

主として補償に
関する特約

用語	意味
ケガ	補償対象者が日本国内・国外において急激で偶然な外来の事故によってこうむったケガをいい、このケガには体の外部から有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収・摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入・吸収・摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
事故	ケガの直接の原因となった事故をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部・必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等・モーターボート（注）・ゴカート・スノーモービル・その他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
保険期間	保険証券に書かれている保険期間をいいます。
保険金	ケガ死亡保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむったケガによる死亡に対して、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑫のいずれかにあてはまる事由によって生じたケガに対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者がケガ死亡保険金の一部の受取人である場合には、ケガ死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - ④ 補償対象者が次のア～ウのいずれかにあてはまる間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 補償対象者の脳疾患・病氣・心神喪失
 - ⑥ 補償対象者の妊娠・出産・早産・流産
 - ⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じたケガが、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 補償対象者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注5）
 - ⑩ 核燃料物質（注6）・核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ ⑨・⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ ⑩以外の放射線照射・放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機

関をいいます。

- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
（注4）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
（注5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注6）使用済燃料を含みます。
（注7）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

補償対象者が次の①～③のいずれかにあてはまる間に生じた事故によってこうむったケガに対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

- ① 補償対象者が別表1の運動等を行っている間
- ② 補償対象者の職業が別表2のいずれかにあてはまる場合において、補償対象者がその職業に従事している間
- ③ 補償対象者が次のア～ウのいずれかにあてはまる間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウにあてはまる場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準じる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウにあてはまる場合を除き、道路上で競技等に準じる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令等による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準じる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（ケガ死亡保険金の支払）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がケガをこうむり、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額をケガ死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第12条（死亡保険金受取人の変更）（1）・（2）の規定により補償対象者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、アメリカンホーム保険会社は、法定相続分の割合によりケガ死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第12条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、アメリカンホーム保険会社は、均等の割合によりケガ死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者がケガによって死亡したものと推定します。

第7条（他の身体の障害・病氣の影響）

- (1) 補償対象者がケガをこうむった時点で存在していた身体の障害・病氣の影響により、またはケガをこうむった後にその原因となった事故と関係なく発生したケガ・病氣の影響によりそのケガが悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がないのに、補償対象者が治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによりケガが悪くなった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第8条（保険責任の始め・終り）

- (1) アメリカンホーム保険会社の保険責任は、保険期間の

初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。

- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、第1回保険料の領収前に事故が生じた場合には、その事故によるケガに対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険契約の無効）

普通保険約款第15条（保険契約の無効）の場合のほか、保険契約者以外の者を補償対象者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その補償対象者の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。

（注）補償対象者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第10条（事故の通知）

- （1）補償対象者がケガをこうむった場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況・ケガの程度をアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）補償対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者・保険金を受け取るべき者は、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況をアメリカンホーム保険会社に書面により通知しなければなりません。
- （3）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）・（2）の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金請求権は、補償対象者が死亡した時から、これを行行使することができるものとします。
- （2）補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第31条（保険金の請求）に規定する書類のほか、次の①・②の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 補償対象者の戸籍謄本
 - ② 補償対象者が死亡した場合で、死亡保険金受取人を定めなかったときは、法定相続人の戸籍謄本

第12条（死亡保険金受取人の変更）

- （1）保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、補償対象者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- （2）保険契約締結の後、補償対象者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- （3）（2）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。
- （4）（3）の規定による通知がアメリカンホーム保険会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知がアメリカンホーム保険会社に到達する前にアメリカンホーム保険会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求

を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

- （5）保険契約者は、（2）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- （6）（5）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がそのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければ、その変更をアメリカンホーム保険会社に対抗することができません。なお、その通知がアメリカンホーム保険会社に到達する前にアメリカンホーム保険会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- （7）（2）・（5）の規定により、死亡保険金受取人を補償対象者の法定相続人以外の者に変更する場合は、補償対象者の同意がなければその効力は生じません。
- （8）死亡保険金受取人が補償対象者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第13条（時効）

保険金請求権は、第11条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（契約内容の登録）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、この保険契約締結の際（注1）、次の事項を協会（注2）に登録することができます。
 - ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 - ② 補償対象者の氏名・住所・生年月日・性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 特約保険金額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ アメリカンホーム保険会社名
 - ⑦ 補償対象者同意の有無

（注1）保険契約継続の際を含みます。
（注2）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- （2）各損害保険会社は、（1）の規定により登録された補償対象者について、他の保険契約等の内容を調査するため、（1）の規定により登録された契約内容を協会（注）に照会し、その結果を保険契約の解除・保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- （3）各損害保険会社は、（2）の規定により照会した結果を、（2）に規定する保険契約の解除・保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- （4）協会（注）および各損害保険会社は、（1）の登録内容・（2）の規定による照会結果を、（1）の規定により登録された補償対象者にかかる保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店・犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- （5）保険契約者・補償対象者は、その本人にかかる（1）の登録内容・（2）の規定による照会結果について、アメリカンホーム保険会社・協会（注）に照会することができます。

（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第15条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語・記号の意味の取り決め）の規定中「危険」・「ケガ」・「保険期間」・「保険金」の意味

（適用しません。）

- ② 第3条（保険金を支払わない場合）（1）～（4）

（1）（適用しません。）

（2）（適用しません。）

（3）次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因としてこうむったケガに対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約の締結をする場合
② 保険契約の復活をする場合
③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合

（注）変更により支払われる保険金に限りです。

（4）（3）の場合において、補償対象者がケガをこうむる前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

- ③ 第5条（身体障害の程度の決定）

（適用しません。）

- ④ 第6条（身体障害の取扱い）

（適用しません。）

- ⑤ 第8条（保険期間と支払責任の関係）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が保険期間中にケガをこうむった場合に限り、保険金を支払います。

- ⑥ 第9条（保険料の払込み）（2）

（2）アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、ケガをこうむった日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

- ⑦ 第13条（告知義務）（3）③

（3）③ 保険契約者・補償対象者が、補償対象者がケガをこうむる前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注1）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注1）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ⑧ 第13条（告知義務）（4）・（5）

（4）（2）の規定による解除がケガの生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかずにこうむったケガについては適用しません。

- ⑨ 第19条（重大事由による解除）（3）

（3）（1）・（2）の規定による解除がケガ（注1）の生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①～⑤の事由または（2）①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで生じたケガ（注1）に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、すでに保険金（注2）を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（注1）（2）の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者に生じたケガをいいます。

（注2）（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限りです。

- ⑩ 第23条（保険契約の復活）（4）

（4）保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）の規定により解除された日から（2）の保険契約の復活を承認する前にケガをこうむったときは、保険金を支払いません。

- ⑪ 第25条（保険料の返還・請求—告知義務等の場合）（5）

（5）（4）の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこうむったケガに対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

- ⑫ 第30条（入院を開始した場合の通知）

（適用しません。）

- ⑬ 第31条（保険金の請求）（1）・（2）

（1）（適用しません。）
（2）（適用しません。）

- ⑭ 第31条（保険金の請求）（7）・（8）

（7）アメリカンホーム保険会社は、事故の内容・ケガの程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（3）・この特約第11条（保険金の請求）（2）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(8) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(3)～(5)・(7)・この特約第12条(保険金の請求)(2)の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

⑮ 第32条(保険金の支払時期)(1)・(2)

(1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因・事故発生の状況・ケガ発生の有無・補償対象者にあてはまる事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、ケガの程度・事故とケガとの関係・治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無
- (注) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が普通保険約款第31条(保険金の請求)(3)～(5)およびこの特約第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の特別な照会・調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査の照会(注3) 180日
 - ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～④の事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①～④の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が普通保険約款第31条(保険金の請求)(3)～(5)およびこの特約第11条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数をいいます。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

⑯ 第33条(アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)

(1) アメリカンホーム保険会社は、この特約第10条(事故の通知)の規定による通知・普通保険約款第31条(保険金の請求)・この特約第11条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、ケガの程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

⑰ 第34条(時効)

(適用しません。)

⑱ 第38条(保険契約者が複数の場合の取扱い)(1)・(2)

(1) この保険契約について、保険契約者・死亡保険金受取人が2名以上である場合は、アメリカンホーム保険会社は、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者・死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合・その所在がわからない場合には、保険契約者・死亡保険金受取人の中の1名に対して行うアメリカンホーム保険会社の行為は、他の保険契約者・死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等

山岳登山(注1)・リュージュ・ボブスレー・スケルトン・航空機(注2)操縦(注3)・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗・超軽量動力機(注4)搭乗・ジャイロプレーン搭乗・その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) グライダー・飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 第4条(保険金を支払わない場合—その2)②の職業

オートテスター(注1)・オートバイ競争選手・自動車競争選手・自転車競争選手・モーターボート競争選手・猛獣取扱者(注2)・拳闘家(注3)・プロレスラー・ローラーゲーム選手(注4)・力士・その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) テストライダーを含みます。

(注2) 動物園の飼育係を含みます。

(注3) プロボクサーを含みます。

(注4) レフリーを含みます。

主として補償に
関する特約

11. 積立特約（無配当型）

この特約の趣旨

この特約は、積立期間が満了した場合に積立期間満了時返れい金を保険契約者に支払うことを主な内容としています。

第1条（用語の意味は？）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
積立期間	保険証券に書かれているこの特約の保険料払い込み期間をいいます。
積立期間満了時返れい金	保険証券に書かれている積立期間満了時返れい金をいいます。
積立期間満了日	積立期間が満了する日をいいます。
払込猶予期間	第2回以後の保険料の払込みの猶予期間をいいます。

第2条（第2回以後の保険料の払込猶予に関する特則）

- 普通保険約款第22条（第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除）（1）の規定にかかわらず、保険料払込方法が月払の場合には、払込期日が積立期間満了日の属する月の前々月となる保険料に限り、払込期日の属する月の翌々月末日までを保険料払込の猶予期間とします。
- 払込猶予期間が積立期間満了日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を第7条（積立期間満了時返れい金の支払）（1）本文の積立期間満了時返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- （2）の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約を解除することができます。
- （3）の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、払込猶予期間の満了日の翌日から、将来に向かってのみ生じます。

第3条（契約の無効・取消しの場合の返れい金の支払の特則）

- 保険契約が無効の場合には、アメリカンホーム保険会社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。
- （1）の規定にかかわらず、普通保険約款第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。
- アメリカンホーム保険会社が保険契約を取り消した場合には、アメリカンホーム保険会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第17条（保険契約の取消し）の規定により保険契約を取り消した場合は、保険料を返還しません。

第4条（契約の失効の場合の返れい金の支払の特則）

- 保険契約が失効の場合（注）には、アメリカンホーム保険会社は、別表1 A表により計算した額を加えた金額を返還します。
（注）第6条（保険金支払後の保険契約は？）（1）の規定により保険契約が失効する場合を除きます。
- 返れい金（注）の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定がありアメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合を除いてアメリカンホーム保険会社の本店・支店で行うものとし、特別の事由がないかぎり、返れい金支払事由が生じた日・（4）および（5）の請求書類がアメリカンホーム保険会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して30日以内に行います。
（注）（1）の返れい金をいいます。
- （2）の規定による返れい金の支払は、アメリカンホーム

ム保険会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

- （4）保険契約者が返れい金（注）の支払を受けようとする場合は、別表2の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
（注）（1）の返れい金をいいます。
- （5）アメリカンホーム保険会社は、別表2の書類以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者が（4）・（5）の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合は、アメリカンホーム保険会社は、返れい金（注）を支払いません。
（注）（1）の返れい金をいいます。

第5条（契約解除の場合の返れい金の支払の特則）

- 保険契約が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、別表1 A表・B表（注）により計算した額を加えた金額を返還します。
（注）A表・B表の適用は、別表1注によります。
- アメリカンホーム保険会社が（1）の規定により返れい金（注）を支払う場合には、第4条（契約の失効の場合の返れい金の支払の特則）（2）～（6）の規定を適用します。
（注）（1）の返れい金をいいます。

第6条（保険金支払後の保険契約は？）

- 傷害死亡保険金支払特約第5条（ケガ死亡保険金の支払）（1）のケガ死亡保険金が支払われた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となったケガをこうむった時に失効します。
- アメリカンホーム保険会社が（1）のケガ死亡保険金を支払う場合において、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額（注）を、その保険金から差し引き、その残額を支払います。
（注）普通保険約款第12条（契約年齢・性別の誤りの処置）に基づいてアメリカンホーム保険会社が請求した未払込の保険料相当額を含みます。

第7条（積立期間満了時返れい金の支払）

- アメリカンホーム保険会社は、積立期間が満了した場合において、保険料全額の払込み（注）が完了しているときは、積立期間満了時返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第2条（第2回以後の保険料の払込猶予に関する特則）（2）の規定により積立期間満了時返れい金から差し引くべき額がある場合はそれらの合計額を、積立期間満了時返れい金から差し引き、その残額を支払います。
（注）第2条（2）の規定に基づき積立期間満了時返れい金から差し引くことによる保険料の払込みを含みます。
- 積立期間満了時返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定がありアメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合を除いてアメリカンホーム保険会社の本店・支店で行うものとし、積立期間満了日（注）の翌日から起算して30日以内に行います。
（注）（4）・（5）の積立期間満了時返れい金の請求書類がアメリカンホーム保険会社に到着するのが積立期間満了日以後となる場合には、その書類が到着した日をいいます。
- （2）の規定による積立期間満了時返れい金の支払は、アメリカンホーム保険会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- （4）保険契約者が積立期間満了時返れい金の支払を受けようとする場合は、別表2の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
- （5）アメリカンホーム保険会社は、別表2の書類以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、アメリカ

ンホーム保険会社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者が(4)・(5)の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合は、アメリカンホーム保険会社は、積立期間満了時返れい金を支払いません。
- (7) 積立期間満了時返れい金を請求する権利は、積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第8条 (この特約が付帯された保険契約との関係は?)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約・これに付帯される傷害死亡保険金支払特約が積立期間の中途において失効・解除となった場合は、この特約もまた同時に失効・解除するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取消しとなった場合は、この特約もまた同時に取消しとなるものとします。

第9条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第10条(保険料払込方法の変更)を次のとおり読み替えて適用します。

(適用しません。)

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 失効・解除返れい金表 (標準例)

1. 月払契約の場合 (積立期間満了時返れい金10万円に対し)
- (1) 積立期間5年の場合 (単位:円)
A表・B表 (省略)
- (2) 積立期間10年の場合 (単位:円)
A表・B表
- (3) 積立期間20年の場合 (単位:円)
A表・B表 (省略)

注

1. 返れい金の計算にあたっては、次の日を基準日とします。
- (1) 第4条(契約の失効の場合の返れい金の支払の特則)(1)においては、この保険契約が失効した日
- (2) 第5条(契約解除の場合の返れい金の支払の特則)(1)においては、この保険契約が解除された日
2. 保険料払込方法が年払・半年払の場合には、上記月払の場合に準じて計算した額を返れいします。
3. 上記積立期間以外の積立期間の契約の場合には、上記積立期間の場合に準じて計算した額を返れいします。
4. 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて計算した額を返れいします。
5. A表・B表については、その適用区分を次のとおりとします。
- (1) A表を適用する場合
- a. 保険契約が失効した場合
- b. 災害救助法(昭和22年法律第118号)発動等の場合にアメリカンホーム保険会社が特別措置を定めたとき
- c. 普通保険約款第19条(重大事由による解除)(1)および(2)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合
- d. 保険金額が同額以上となる新たな積立特約(無配当型)付帯保険契約を締結するため、保険契約者から保険契約解除の申出があった場合
- (2) B表を適用する場合
- a. 上記(1)d以外の事由により保険契約者・補償対象者から保険契約解除(注)の申出があった場合
- b. 上記(1)c以外でアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合
- (注) 一部解除を含みます。

別表2 無効・失効・解除の場合の返れい金・積立期間満了時返れい金等の請求書類

- (1) アメリカンホーム保険会社の定める請求書
- (2) 保険証券
- (3) 保険契約者の印鑑証明書

A表

(男性) (積立期間満了時返れい金額10,000円あたり)

既経過 年数	積立期間満了時返れい金額10,000円あたり											
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,920	1,920	1,920	1,919	1,919	1,918	1,917	1,914	1,911	1,903	1,893	
5	4,873	4,873	4,872	4,871	4,870	4,869	4,866	4,862	4,855	4,841	4,823	
7	6,891	6,891	6,890	6,890	6,889	6,888	6,885	6,881	6,874	6,861	6,843	

(女性)

(積立期間満了時返れい金額10,000円あたり)

既経過 年数	積立期間満了時返れい金額10,000円あたり											
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,921	1,921	1,921	1,920	1,920	1,920	1,919	1,918	1,916	1,913	1,906	
5	4,874	4,874	4,874	4,873	4,873	4,872	4,871	4,869	4,865	4,858	4,847	
7	6,892	6,892	6,892	6,892	6,891	6,891	6,890	6,888	6,884	6,877	6,866	

B表

(男性) (積立期間満了時返れい金額10,000円あたり)

既経過 年数	積立期間満了時返れい金額10,000円あたり											
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,920	1,920	1,920	1,919	1,919	1,918	1,917	1,914	1,911	1,903	1,893	
5	4,873	4,873	4,872	4,871	4,870	4,869	4,866	4,862	4,855	4,841	4,823	
7	6,891	6,891	6,890	6,890	6,889	6,888	6,885	6,881	6,874	6,861	6,843	

(女性)

(積立期間満了時返れい金額10,000円あたり)

既経過 年数	積立期間満了時返れい金額10,000円あたり											
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,921	1,921	1,921	1,920	1,920	1,920	1,919	1,918	1,916	1,913	1,906	
5	4,874	4,874	4,874	4,873	4,873	4,872	4,871	4,869	4,865	4,858	4,847	
7	6,892	6,892	6,892	6,892	6,891	6,891	6,890	6,888	6,884	6,877	6,866	

主として補償に
関する特約

12. 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人・団体である場合には、普通保険約款第41条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

13. 保険料の口座振替に関する特約

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
第1回保険料払込期日	取扱金融機関ごとにアメリカンホーム保険会社の定める第1回保険料の払込みの期日をいいます。
取扱金融機関	アメリカンホーム保険会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期限	第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、アメリカンホーム保険会社と保険契約者との間に、あらかじめ第1回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) 保険契約者がこの特約の適用を受けようとする場合は、次の①・②の条件を満たすことを要します。
 - ① 指定口座が、取扱金融機関に、保険契約締結の時に設置されていること。
 - ② 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座からアメリカンホーム保険会社の口座への保険料の口座振替を委任すること。

第3条（第1回保険料の払込み）

- (1) 第1回保険料の払込みは、第1回保険料払込期日に、指定口座からアメリカンホーム保険会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 第1回保険料払込期日が取扱金融機関の休業日であり、指定口座からの口座振替による第1回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、アメリカンホーム保険会社は、第1回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、第1回保険料払込期日の前日までに第1回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条（保険責任の始め・終り）

アメリカンホーム保険会社の保険責任は、第1回保険料払込期日の属する月の翌月1日（注1）の午前0時（注2）に始まり、保険証券に保険期間の末日が書かれている場合は、その末日の午後4時に終わります。

（注1）第1回保険料払込期日の翌日から第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、あらかじめアメリカンホーム保険会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定められた日をいいます。

（注2）保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。

第5条（第1回保険料の口座振替が行われなかった場合の取扱い）

- (1) 第3条（第1回保険料の払込み）の規定による第1回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、第1回保険料を払込期限までに、アメリカンホーム保険会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、①・②のどちらかにあてはまるケガ・入院等、そのケガ・入院等を原因とする損害・費用または③の損害に対しては保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガ
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した入院・手術・通院等の治療
 - ③ この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に生じた事故等による損害
- (3) (1)の場合において、保険契約者が払込期限までに第1回保険料の払込みを行わなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約を払込期限の翌日から保険契約者に対する書面による通知をもって、解除することができます。
- (4) (3)の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。

第6条（第2回以後の保険料の払込み）

第2回以後の保険料については、払込期日までに、保険証券に書かれている方法により払い込まなければなりません。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第5章通信販売に関する特則を次のとおり読み替えて適用します。

（適用しません。）

第8条（継続に関する特約との関係）

この保険契約がこれに付帯された保険契約の継続に関する特約の規定により継続される場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

14. 自動継続特約

第1条（適用契約の範囲）

この特約は、アメリカンホーム保険会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、アメリカンホーム保険会社・保険契約者のどちらか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同じ内容で継続されるものとします。以後毎回同様とします。
- (2) 補償対象者の契約年齢が進行することにより、その補償対象者に適用する保険料が変更となる場合には、(1)の規定にかかわらず、適用する保険料を変更するものとします。
- (3) (1)・(2)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険証券を保険契約者に交付します。

第3条（継続契約の保険料・払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券に書かれている金額とします。
- (2) 保険料の払込方法が年払の場合において、継続契約の第1回保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌年の応当日までに、第2回以後の保険料は、その翌年の応当日から毎年払い込むものとします。
- (3) 保険料の払込方法が月払の場合において、継続契約の第1回保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回以後の保険料は、その翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第4条（保険料不払により保険金を支払わない場合）

継続前契約の未払込保険料または第3条（継続契約の保険料・払込方法）の第1回保険料について、第3条の継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまるケガ・入院等、そのケガ・入院等を原因とする損害・費用または③の損害に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむったケガ
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した入院・手術・通院等の治療
- ③ この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による損害

第5条（継続契約に適用される特則・特約）

この保険契約が第2条（保険契約の継続）の規定により継続された場合は、各継続契約ごとに、この保険契約に付加された特則・付帯された特約が適用されるものとします（注）。（注）継続する時にこれらの特則・特約を取り扱っていない場合には、アメリカンホーム保険会社が定める他の特則・特約を適用することがあります。

第6条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第5章通信販売に関する特則を次のとおり読み替えて適用します。

（適用しません。）

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

15. 保険金請求に関する特約（補償対象者のみ用）

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、普通保険約款の規定にかかわらず、補償対象者からの保険金請求にのみ応じます。ただし、補償対象者が死亡した場合は、この特約は適用しません。

16. 保険期間中の特約の追加・保険金額の増額に関する特約

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
保険契約条件変更日	アメリカンホーム保険会社が保険契約条件の変更を承認した日をいいます。
元契約	普通保険約款に基づく保険契約をいい、付帯されている特約を含みます。

第2条（特約の適用）

この特約は、元契約の保険期間中に、保険契約者が保険契約条件の変更を請求し、アメリカンホーム保険会社が承認した場合に、保険契約条件の変更部分に対して適用します。

第3条（保険責任の始め・終り）

保険契約条件の変更部分についての、アメリカンホーム保険会社の保険責任は、保険契約条件変更日の午後4時（注）に始まり、元契約の保険証券に保険期間の末日が書かれている場合は、元契約の保険期間の末日の午後4時に終わります。（注）変更を承認する書類にこれと異なる時刻が書かれている場合は、その時刻をいいます。

第4条（普通保険約款の読み替え）

保険契約条件の変更部分については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
第13条（告知義務）（2）

- (2) 保険契約条件の変更の際、保険契約者・補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に本当のことを告げなかった場合または本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のうち保険契約条件の変更部分を解除することができます。

第5条（保険金の支払に関する特則）

保険契約条件の変更部分については、保険契約者が保険契約条件の変更を請求した時を保険契約締結の時・保険契約条件変更日を初度契約の保険期間の初日とそれぞれみなして、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

17. 保険料クレジットカード払特約

第1条（用語の意味の取り決め）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	アメリカンホーム保険会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料（注）を支払うことを承認します。（注）契約内容の変更にもなう追加保険料を含みます。
- (2) (1) にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員・クレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条（保険料領収前に生じた事故・身体障害等の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時・変更承認請求時に保険料（注1）のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、アメリカンホーム保険会社はカード会社へのクレジットカードの有効性・利用限度額内であること等の確認を行った上で、アメリカンホーム保険会社がクレジットカードによる保険料（注1）の支払を承認した時

(注2) 以後、この特約が付帯された普通保険約款・これに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故・身体障害等の取扱いに関する規定を適用しません。
(注1) 契約内容の変更にともなう追加保険料を含みます。
(注2) 保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時をいいます。

- (2) アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまる場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① アメリカンホーム保険会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条 (保険料の直接請求・請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 第3条 (保険料領収前に生じた事故・身体障害等の取扱い) (2) ①の保険料相当額を領収できない場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に保険料(注)を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払っているときは、アメリカンホーム保険会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
(注) 契約内容の変更にともなう追加保険料を含みます。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第3条 (保険料領収前に生じた事故・身体障害等の取扱い) (1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払をしなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款・これに付帯される他の特約の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険料を返還する場合は、アメリカンホーム保険会社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条 (保険料の直接請求・請求保険料支払後の取扱い) (2)の規定により保険契約者が保険料を直接アメリカンホーム保険会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認することなく保険料を返還します。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された他の特約の規定を準用します。

18. 初度契約の保険金支払いに関する特約 (100%支払型)

第1条 (普通保険約款の適用除外)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、普通保険約款第4条 (入院保険金の支払) (3)の規定については適用しません。

第2条 (普通保険約款に付帯する特約の適用除外)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、普通保険約款に付帯する特約において、支払保険金を50%とする規定(注)がある場合には、その規定を適用しません。
(注) 普通保険約款第4条 (入院保険金の支払) (3)に類する規定をいいます。

第3条 (葬祭費用補償特約の取扱い)

第2条 (普通保険約款に付帯する特約の適用除外)にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、葬祭費用補償特約については、この特約を適用しません。

19. 死亡保険金受取人に関する特約

- (1) この保険契約における死亡保険金受取人は、アメリカンホーム保険会社が特に認めた場合を除き、傷害死亡保険金支払特約の死亡保険金受取人の変更の規定にかかわらず、補償対象者の法定相続人となります。
- (2) この保険契約における死亡保険金受取人は、アメリカンホーム保険会社が特に認めた場合を除き、その受取人を変更することはできません。

20. 保険期間の異なる特約の自動継続特約

第1条 (用語の意味の取り決め)

この特約において、次の用語の意味は、次のとおり取り決めます。

用語	意味
保険期間の異なる特約	次の特約のうち、この保険契約に付帯されたものをいいます。 ・先進医療費用補償特約 ・積立特約 (無配当型) ・傷害死亡保険金支払特約 ・個人賠償責任補償特約

第2条 (適用契約の範囲)

この特約は、アメリカンホーム保険会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約に付帯される保険期間の異なる特約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条 (保険契約の継続)

- (1) この保険契約に付帯される保険期間の異なる特約の満了する日より3か月前の日までに、アメリカンホーム保険会社・保険契約者のどちらか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約に付帯される保険期間の異なる特約は満了する日と同じ内容で継続されるものとします。以後毎回同様とします。
- (2) 補償対象者の契約年齢が進行することにより、その補償対象者に適用する保険料が変更となる場合には、(1)の規定にかかわらず、適用する保険料を変更するものとします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

21. 返還保険料の不精算に関する特約

第1条 (返還保険料の不精算)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、保険料払込期間(注)中に保険契約が普通保険約款第16条 (保険契約の失効) (1)の規定により失効した場合または第18条 (保険契約者による保険契約の解除)、第20条 (補償対象者による保険契約の解除請求) (2)・(3)、第22条 (第2回以後の保険料の払込猶予・保険契約の解除) (2)の規定により解除された場合であっても、普通保険約款第26条 (保険料の返還-無効・失効の場合) (2)本文・第28条 (保険料の返還-解除の場合) (2)・(4)~(6)の規定にかかわらず、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
(注) 将来到来する払込期日において未払込保険料がある期間をいいます。

第2条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替え

て適用します。

① 第28条（保険料の返還－解除の場合）（1）

（1）普通保険約款第13条（告知義務）（2）・普通保険約款第19条（重大事由による解除）（1）・普通保険約款第25条（保険料の返還・請求－告知義務等の場合）（2）の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社はこの特約の別表により計算した額を返還します。

② 第28条（保険料の返還－解除の場合）（3）

（3）普通保険約款第19条（重大事由による解除）（2）の規定により、アメリカンホーム保険会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社はこの特約の別表により計算した額を返還します。
（注）その補償対象者にかかる部分に限ります。

③ 第39条（法令等の改正にともなう支払責任の変更）（5）

（5）（3）②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、この特約の別表により計算した額を返還します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

この特約の別表は、この契約が初度契約か継続契約の別、保険期間の別により、次のとおりとなります。

初度契約、保険期間：10年の場合	別表	……………	P.49
継続契約、保険期間：10年の場合	別表	……………	P.51
初度契約、保険期間：終身の場合	別表	……………	P.53
継続契約、保険期間：終身の場合	別表	……………	P.54

別表 返還保険料（例示表）

第2条（普通保険約款の読み替え）の場合

初度契約、保険期間：10年の場合

（注1）この表は、第28条（保険料の返還－解除の場合）（1）（3）・第39条（法令等の改正にともなう支払責任の変更）（5）に基づく保険契約の解除に適用されるものです。その他の解除の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
（注2）この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しています。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更となることがあります。

返還保険料例示表

※入院保険金の支払限度日数が30日の場合

（男性）（入院保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	827	1,168	1,350	1,551	2,124	2,580	3,515	5,244	6,615	8,102	10,309
5	543	1,338	1,288	1,702	2,525	2,954	4,533	7,008	8,146	10,117	12,812
7	444	1,086	1,006	1,453	2,085	2,493	4,033	6,016	6,903	8,921	10,809

（女性）（入院保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	483	498	1,129	1,152	1,493	1,674	2,668	4,170	5,770	7,870	8,778
5	135	150	1,143	919	1,705	1,656	3,702	5,627	7,706	10,280	9,666
7	135	174	861	732	1,336	1,451	3,308	4,881	6,751	8,694	7,590

※入院保険金の支払限度日数が60日の場合

（男性）（入院保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,060	1,508	1,751	2,009	2,791	3,393	4,608	6,904	8,907	11,244	14,741
5	742	1,764	1,700	2,223	3,364	3,897	5,952	9,273	11,186	14,410	18,905
7	613	1,437	1,330	1,906	2,784	3,286	5,295	7,997	9,563	12,833	16,178

（女性）（入院保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	668	648	1,402	1,522	1,974	2,185	3,549	5,634	8,032	11,379	13,137
5	157	237	1,463	1,333	2,239	2,219	4,986	7,714	10,980	15,309	15,029
7	157	250	1,133	1,102	1,751	1,955	4,470	6,736	9,712	13,102	11,971

※入院保険金支払条件変更特約（所定日数経過のみ支払用）付帯保険契約で31日目から補償の場合

（男性）（入院保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	375	526	654	720	1,012	1,243	1,694	2,620	3,611	4,963	7,089
5	286	648	694	780	1,260	1,432	2,216	3,612	4,784	6,832	9,758
7	239	543	549	673	1,052	1,212	1,985	3,167	4,190	6,276	8,479

（女性）（入院保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	262	259	435	595	742	804	1,367	2,286	3,590	5,690	7,103
5	69	172	502	698	841	882	1,974	3,275	5,245	8,235	8,775
7	47	151	425	595	658	794	1,791	2,920	4,781	7,245	7,123

返還保険料例示表（葬祭費用補償特約部分）

（男性）（葬祭費用保険金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	21	34	50	70	94	116	157	231	361	670	1,098
5	30	49	71	95	123	145	211	310	558	1,070	1,778
7	27	44	61	83	104	124	190	271	539	1,025	1,750

（女性）（葬祭費用保険金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	12	15	23	32	38	49	73	106	184	388	738
5	15	20	31	41	45	62	99	146	291	652	1,234
7	13	17	27	35	37	55	87	130	281	628	1,200

ご注意！この保険には原則として解約返れい金はありません。

返還保険料例示表（無事故戻し等に関する特別（14日型）部分）

※保険期間中に1回の入院あたり14日以上入院をしなかった場合

(男性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,183	1,112	1,026	944	819	681	508	300	145	52	13
5	3,607	3,416	3,266	3,078	2,777	2,463	1,978	1,351	829	399	145
7	5,773	5,567	5,428	5,212	4,882	4,519	3,887	3,037	2,227	1,368	747

(女性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1,106	1,142	1,083	1,039	975	888	710	461	238	87	30
5	3,527	3,526	3,373	3,321	3,144	2,967	2,465	1,816	1,136	562	298
7	5,744	5,690	5,543	5,494	5,298	5,086	4,469	3,663	2,687	1,722	1,214

※保険期間中に1回の入院あたり14日以上入院をした場合

(男性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	25	24	22	20	17	14	10	6	3	1	1
5	25	24	22	20	17	14	10	6	3	1	1
7	25	24	22	20	17	14	10	6	3	1	1

(女性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	23	24	23	22	20	18	15	9	5	2	1
5	23	24	23	22	20	18	15	9	5	2	1
7	23	24	23	22	20	18	15	9	5	2	1

返還保険料例示表（ガン入院保険金追加支払特約部分）

(男性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	49	113	196	371	649	918	1,258	1,774	1,913	1,622	1,642
5	99	183	305	582	945	1,221	1,633	2,269	1,860	1,213	1,356
7	98	165	282	540	822	1,045	1,430	1,879	1,330	865	1,095

(女性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	87	136	238	341	386	504	562	693	751	678	662
5	143	201	355	441	430	604	565	779	683	498	496
7	127	185	314	359	361	484	460	624	493	345	356

返還保険料例示表（退院後通院療養保険金支払特約部分）

(男性) (通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	225	269	347	401	505	688	941	1,423	1,819	2,125	2,593
5	242	311	409	434	600	856	1,226	1,956	2,254	2,578	2,993
7	198	260	336	362	514	729	1,094	1,693	1,887	2,278	2,282

(女性) (通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	112	146	302	276	371	457	695	1,166	1,711	2,107	1,914
5	21	140	389	220	488	486	976	1,669	2,343	2,548	1,662
7	21	141	304	174	404	421	885	1,482	2,027	2,037	1,179

返還保険料例示表（個人賠償責任補償特約部分）

(男性) (賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	35	35	33	33	33	33	33	33	33	33	33
5	35	35	33	33	33	33	33	33	33	33	33
7	35	35	33	33	33	33	33	33	33	33	33

(女性) (賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
5	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
7	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33

返還保険料例示表（手術保険金支払特約（独立定額型）部分）

(男性) (手術保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	249	369	458	514	697	800	1,016	1,422	1,531	1,394	1,280
5	109	417	441	558	817	862	1,234	1,788	1,551	1,150	1,023
7	81	346	340	473	663	707	1,074	1,480	1,203	821	774

(女性) (手術保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	254	159	473	473	473	474	659	1,054	1,051	1,058	924
5	70	55	333	334	334	335	831	1,248	1,050	919	704
7	70	55	229	229	229	230	772	985	838	637	514

返還保険料例示表（現金盗難被害補償特約部分）

(男性) (保険金額20万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	44	44	44	44	44	44	44	42	42	44	44
5	44	44	44	44	44	44	44	42	42	44	44
7	44	44	44	44	44	44	42	42	42	44	44

(女性) (保険金額20万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	44	44	44	44	44	44	44	42	42	42	42
5	44	44	44	44	44	44	44	42	42	42	42
7	44	44	44	44	44	44	44	42	42	42	42

返還保険料例示表（先進医療費用補償特約部分）

(男性) (先進医療費用保険金額10,000,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75
5	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75
7	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75

(女性) (先進医療費用保険金額10,000,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74
5	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74
7	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74

ご注意！この保険には原則として解約返れい金はありません。

返還保険料例示表（傷害死亡保険金支払特約部分）

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	2	4	8	9	12	16	31	52	82	145	218
5年	5	8	13	14	20	27	58	89	154	272	407
7年	4	8	12	13	18	27	56	83	150	265	411

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	1	0	2	5	5	7	14	25	49	81	122
5年	2	1	4	7	8	13	26	47	89	145	222
7年	1	1	4	6	7	13	24	45	85	137	219

継続契約、保険期間：10年の場合

(注1) この表は、第28条（保険料の返還－解除の場合）（1）（3）・第39条（法令等の改正にともなう支払責任の変更）（5）に基づく保険契約の解除に適用されるものです。その他の解除の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
 (注2) この表は、保険期間が10年の場合の返還保険料を例示しています。また、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更となることがあります。

返還保険料例示表

※入院保険金の支払限度日数が30日の場合

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	450	555	634	1,096	1,308	1,956	3,277	3,864	4,398	5,580
5年	-	860	757	1,091	1,838	2,101	3,487	5,679	6,272	7,562	9,487
7年	-	785	674	1,069	1,652	1,956	3,372	5,171	5,701	7,256	8,584

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	120	339	304	599	660	1,536	2,732	3,692	4,932	4,625
5年	-	120	617	354	1,108	978	2,945	4,663	6,311	8,295	6,830
7年	-	120	532	378	962	1,024	2,833	4,274	5,869	7,429	5,750

※入院保険金の支払限度日数が60日の場合

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	615	746	837	1,468	1,743	2,570	4,327	5,298	6,336	8,347
5年	-	1,168	1,030	1,441	2,480	2,791	4,584	7,531	8,727	11,026	14,410
7年	-	1,064	910	1,415	2,228	2,590	4,430	6,889	7,986	10,626	13,168

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	142	443	488	859	886	2,092	3,756	5,275	7,397	7,334
5年	-	142	824	644	1,494	1,350	4,012	6,456	9,127	12,619	11,067
7年	-	142	733	671	1,284	1,411	3,858	5,943	8,540	11,386	9,401

※入院保険金支払条件変更特約（所定日数経過のみ支払用）付帯保険契約で31日目から補償の場合

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	244	327	320	554	664	967	1,693	2,287	3,087	4,493
5年	-	459	476	513	954	1,044	1,727	2,987	3,883	5,538	7,932
7年	-	426	412	506	860	967	1,676	2,769	3,611	5,433	7,257

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	47	180	312	395	364	863	1,607	2,541	4,066	4,485
5年	-	47	332	510	608	588	1,636	2,821	4,541	7,138	6,988
7年	-	47	319	477	512	609	1,579	2,633	4,335	6,545	5,964

返還保険料例示表（無事故戻し等に関する特則（14日型）部分）

※保険期間中に1回の入院あたり14日以上入院をしなかった場合

(男性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	1,112	1,026	944	819	681	508	300	145	52	13
5年	-	3,266	3,078	2,777	2,463	1,978	1,351	829	399	145	
7年	-	5,567	5,428	5,212	4,882	4,519	3,887	3,037	2,227	1,368	747

(女性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	1,142	1,083	1,039	975	888	710	461	238	87	30
5年	-	3,526	3,373	3,321	3,144	2,967	2,465	1,816	1,136	562	298
7年	-	5,690	5,543	5,494	5,298	5,086	4,469	3,663	2,687	1,722	1,214

※保険期間中に1回の入院あたり14日以上入院をした場合

(男性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	24	22	20	17	14	10	6	3	1	1
5年	-	24	22	20	17	14	10	6	3	1	1
7年	-	24	22	20	17	14	10	6	3	1	1

(女性) (無事故戻し金額10,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	24	23	22	20	18	15	9	5	2	1
5年	-	24	23	22	20	18	15	9	5	2	1
7年	-	24	23	22	20	18	15	9	5	2	1

返還保険料例示表（ガン入院保険金追加支払特約部分）

(男性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	102	155	288	486	606	762	1,057	864	270	242
5年	-	176	277	527	836	1,012	1,300	1,784	1,144	281	371
7年	-	160	265	506	753	913	1,219	1,570	871	258	437

(女性) (ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2年	-	105	178	228	201	260	241	305	278	118	80
5年	-	179	316	366	307	441	351	520	366	120	98
7年	-	172	288	313	284	382	324	461	292	104	98

ご注意！この保険には原則として解約返れい金はありません。

返還保険料例示表（退院後通院療養保険金支払特約部分）

(男性) (通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	133	182	196	258	387	556	916	1,093	1,121	1,325
5	-	219	299	298	435	655	968	1,615	1,759	1,886	2,102
7	-	204	267	277	410	603	930	1,475	1,569	1,826	1,685

(女性) (通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	21	170	105	176	228	416	804	1,165	1,279	746
5	-	42	301	106	358	333	790	1,426	1,976	1,989	866
7	-	80	249	103	322	325	767	1,330	1,796	1,681	662

返還保険料例示表（個人賠償責任補償特約部分）

(男性) (賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	35	33	33	33	33	33	33	33	33	33
5	-	35	33	33	33	33	33	33	33	33	33
7	-	35	33	33	33	33	33	33	33	33	33

(女性) (賠償責任保険金額5,000万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
5	-	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
7	-	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33

返還保険料例示表（手術保険金支払特約（独立定額型）部分）

(男性) (手術保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	115	190	204	349	373	506	808	719	401	203
5	-	248	263	351	584	576	892	1,373	999	465	266
7	-	240	228	344	517	527	857	1,216	849	375	266

(女性) (手術保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	59	53	53	53	54	239	610	453	356	135
5	-	59	53	54	54	54	550	950	648	445	166
7	-	59	53	54	54	54	596	798	585	334	165

返還保険料例示表（現金盗難被害補償特約部分）

(男性) (保険金額20万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	44	44	44	44	44	42	42	42	44	44
5	-	44	44	44	44	44	42	42	42	44	44
7	-	44	44	44	44	44	42	42	42	44	44

(女性) (保険金額20万円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	44	44	44	44	44	42	42	42	42	42
5	-	44	44	44	44	44	42	42	42	42	42
7	-	44	44	44	44	44	42	42	42	42	42

返還保険料例示表（葬祭費用補償特約部分）

(男性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	25	37	47	60	69	94	148	242	501	809
5	-	43	62	80	100	113	168	254	477	953	1,571
7	-	40	56	74	90	103	162	235	486	946	1,608

(女性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	-	10	15	20	22	27	46	70	131	309	592
5	-	17	25	33	34	48	81	122	255	598	1,134
7	-	15	24	30	30	46	76	115	258	593	1,134

返還保険料例示表（先進医療費用補償特約部分）

(男性) (先進医療費用保険金額10,000,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75
5	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75
7	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75

(女性) (先進医療費用保険金額10,000,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74
5	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74
7	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74

返還保険料例示表（傷害死亡保険金支払特約部分）

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	2	4	8	9	12	16	31	52	82	145	218
5	5	8	13	14	20	27	58	89	154	272	407
7	4	8	12	13	18	27	56	83	150	265	411

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1	0	2	5	5	7	14	25	49	81	122
5	2	1	4	7	8	13	26	47	89	145	222
7	1	1	4	6	7	13	24	45	85	137	219

ご注意！この保険には原則として解約返れい金はありません。

初度契約、保険期間：終身の場合

(注1) この表は、第28条（保険料の返還－解除の場合）（1）（3）・第39条（法令等の改正にともなう支払責任の変更）（5）に基づく保険契約の解除に適用されるものです。その他の解除の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
 (注2) 下記の数値は、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表

※入院保険金の支払限度日数が30日の場合

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	19,359	22,798	26,152	30,494	34,430	38,699	42,582	46,566	40,319	37,078	28,912
20	40,935	47,530	53,266	59,521	64,485	64,982	61,989	55,279	42,865	32,943	26,205
30	65,691	73,211	78,833	79,864	76,430	68,702	54,545	41,760	32,355	26,440	1,530
40	88,304	89,658	85,900	77,629	62,346	48,286	37,534	30,132	1,420	622	726

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	11,092	18,529	23,143	27,881	33,213	39,632	44,967	46,011	42,974	33,805	22,632
20	30,894	42,029	50,831	60,243	68,339	71,638	68,574	55,636	38,509	25,862	18,280
30	57,643	72,227	82,541	87,191	84,749	71,554	52,467	36,141	24,736	18,042	14,564
40	88,036	96,240	94,587	81,224	61,301	43,654	30,434	21,808	16,756	558	642

※入院保険金の支払限度日数が60日の場合

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	26,310	30,872	35,412	41,382	46,853	52,901	58,879	60,262	58,802	55,658	45,071
20	55,727	64,651	72,559	81,360	88,914	91,197	89,172	81,987	66,133	52,585	42,769
30	89,632	100,060	108,494	111,538	108,975	100,515	82,505	65,344	52,058	43,325	2,328
40	121,508	124,915	121,900	112,717	93,203	74,353	59,318	48,668	2,165	848	1,006

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	17,250	26,665	33,196	39,843	47,442	56,987	65,376	68,348	65,609	53,236	36,691
20	46,083	60,733	73,181	86,875	99,202	105,704	103,432	86,384	61,751	42,600	30,466
30	84,513	104,571	119,953	128,259	126,845	109,589	82,377	58,210	40,658	29,962	24,164
40	129,092	141,620	141,219	123,614	95,162	69,163	49,079	35,682	27,626	791	925

返還保険料例示表（退院後通院療養保険金支払特約部分）

(男性) (通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	5,556	6,342	7,143	8,158	9,365	10,474	11,322	10,994	9,713	8,062	5,031
20	11,566	13,026	14,614	16,136	17,360	17,111	15,468	12,682	8,210	5,194	3,491
30	18,332	20,049	21,359	21,157	19,449	16,345	11,313	7,432	4,891	3,483	285
40	24,193	23,956	22,088	18,773	13,463	9,213	6,267	4,419	259	161	183

(女性) (通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	4,394	5,761	6,610	7,741	9,124	10,647	11,976	11,813	9,674	6,039	3,498
20	10,207	12,400	14,328	16,493	18,479	18,736	16,458	11,494	6,753	3,828	2,568
30	17,491	20,442	22,674	23,149	20,960	15,794	10,451	6,396	3,890	2,954	2,679
40	25,226	26,130	23,865	18,538	12,909	8,424	5,401	3,895	3,127	143	158

返還保険料例示表（手術保険金支払特約（独立定額型）部分）

(男性) (手術保険金額10,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	4,974	5,930	6,554	7,275	7,620	7,851	7,745	6,114	3,927	2,686	2,277
20	10,152	11,491	12,076	12,483	12,176	10,148	7,243	4,542	2,783	2,044	1,810
30	15,099	15,871	15,569	13,457	10,162	6,955	4,569	2,941	2,028	1,686	189
40	17,873	15,881	12,402	8,941	6,145	4,113	2,819	2,060	182	127	130

(女性) (手術保険金額10,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	65	2,006	3,174	3,731	4,493	5,571	5,988	4,774	3,280	2,226	1,779
20	1,080	4,301	6,078	7,572	8,454	7,725	5,993	3,767	2,277	1,611	1,354
30	4,233	8,052	9,730	9,234	7,698	5,597	3,755	2,335	1,553	1,259	1,158
40	8,241	9,596	8,581	6,535	4,686	3,198	2,157	1,524	1,224	94	96

返還保険料例示表（葬祭費用補償特約部分）

(男性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	994	1,172	1,354	1,551	1,781	2,095	2,500	2,983	3,418	3,159	-
20	2,166	2,471	2,795	3,188	3,657	4,198	4,630	4,203	-	-	-
30	3,471	3,922	4,418	4,943	5,309	4,743	-	-	-	-	-

(女性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
10	583	698	827	971	1,161	1,416	1,715	2,073	2,399	2,194	-
20	1,323	1,546	1,816	2,145	2,526	2,955	3,282	2,922	-	-	-
30	2,242	2,616	3,029	3,462	3,759	3,295	-	-	-	-	-

返還保険料例示表（先進医療費用補償特約部分）

(男性) (先進医療費用保険金額10,000,000円の場合)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75
5	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75
7	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75

(女性) (先進医療費用保険金額10,000,000円の場合)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74
5	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74
7	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74

返還保険料例示表（傷害死亡保険金支払特約部分）

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2	2	4	8	9	12	16	31	52	82	145	218
5	5	8	13	14	20	27	58	89	154	272	407
7	4	8	12	13	18	27	56	83	150	265	411

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
2	1	0	2	5	5	7	14	25	49	81	122
5	2	1	4	7	8	13	26	47	89	145	222
7	1	1	4	6	7	13	24	45	85	137	219

ご注意！この保険には原則として解約返れい金はありません。

継続契約、保険期間：終身の場合

(注1) この表は、第28条（保険料の返還－解除の場合）（1）（3）・第39条（法令等の改正にともなう支払責任の変更）（5）に基づく保険契約の解除に適用されるものです。その他の解除の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
 (注2) 下記の数値は、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

返還保険料例示表

※入院保険金の支払限度日数が30日の場合

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	22,012	25,299	29,538	33,393	37,475	41,161	40,886	38,159	34,444	25,897
20	-	46,845	52,550	58,753	63,695	64,107	61,050	54,270	41,697	31,661	24,867
30	-	72,660	78,286	79,315	75,908	68,177	54,038	41,270	31,837	25,903	1,551
40	-	89,263	85,539	77,300	62,064	48,031	37,310	29,927	1,428	646	765

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	17,385	22,271	26,962	32,269	38,603	43,875	44,713	41,251	31,624	19,925
20	-	40,994	50,063	59,465	67,579	70,862	67,817	54,829	37,568	24,832	17,175
30	-	71,350	81,922	86,603	84,223	71,071	52,053	35,760	24,351	17,665	14,188
40	-	95,578	94,157	80,859	61,013	43,426	30,265	21,668	16,625	574	669

※入院保険金の支払限度日数が60日の場合

(男性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	29,892	34,335	40,159	45,521	51,312	57,022	58,062	55,969	52,167	40,994
20	-	63,798	71,653	80,378	87,899	90,060	87,945	80,669	64,602	50,888	40,960
30	-	99,375	107,804	110,835	108,305	99,834	81,842	64,703	51,379	42,613	2,356
40	-	124,424	121,444	112,295	92,841	74,021	59,024	48,400	2,176	880	1,059

(女性) (入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	25,302	32,136	38,722	46,267	55,668	63,969	66,651	63,324	50,279	32,911
20	-	59,500	72,248	85,925	98,254	104,707	102,458	85,330	60,504	41,204	28,923
30	-	103,526	119,200	127,541	126,189	108,969	81,844	57,712	40,149	29,450	23,640
40	-	140,830	140,697	123,168	94,804	68,871	48,861	35,500	27,453	813	964

返還保険料例示表（退院後通院療養保険金支払特約部分）

(男性) (通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	6,192	6,967	7,943	9,116	10,185	10,970	10,562	9,142	7,348	4,223
20	-	12,896	14,466	15,964	17,170	16,903	15,235	12,424	7,901	4,847	3,132
30	-	19,945	21,247	21,034	19,323	16,221	11,187	7,307	4,755	3,336	291
40	-	23,882	22,014	18,699	13,395	9,153	6,211	4,367	261	167	194

(女性) (通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	5,596	6,464	7,554	8,919	10,414	11,705	11,485	9,222	5,424	2,737
20	-	12,251	14,200	16,335	18,314	18,561	16,271	11,291	6,506	3,537	2,258
30	-	20,316	22,571	23,029	20,845	15,684	10,349	6,299	3,790	2,847	2,573
40	-	26,035	23,794	18,463	12,847	8,373	5,359	3,861	3,093	147	166

返還保険料例示表（手術保険金支払特約（独立定額型）部分）

(男性) (手術保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	5,652	6,267	6,950	7,271	7,441	7,280	5,589	3,290	1,979	1,590
20	-	11,248	11,835	12,223	11,910	9,854	6,935	4,227	2,439	1,701	1,505
30	-	15,675	15,385	13,270	9,987	6,779	4,402	2,788	1,876	1,541	194
40	-	15,740	12,281	8,828	6,050	4,028	2,746	1,997	184	133	139

(女性) (手術保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	1,340	2,710	3,276	4,051	5,146	5,581	4,372	2,784	1,704	1,266
20	-	3,700	5,671	7,187	8,098	7,405	5,712	3,516	2,007	1,364	1,145
30	-	7,542	9,401	8,942	7,451	5,398	3,601	2,216	1,444	1,169	1,086
40	-	9,211	8,354	6,353	4,551	3,104	2,094	1,480	1,187	97	101

返還保険料例示表（葬祭費用補償特約部分）

(男性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	1,162	1,339	1,528	1,748	2,049	2,443	2,915	3,336	3,070	-
20	-	2,463	2,783	3,169	3,633	4,167	4,596	4,173	-	-	-
30	-	3,915	4,408	4,931	5,295	4,729	-	-	-	-	-

(女性) (葬祭費用保険金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	-	691	818	959	1,145	1,395	1,690	2,042	2,362	2,155	-
20	-	1,541	1,809	2,135	2,513	2,941	3,267	2,910	-	-	-
30	-	2,611	3,023	3,455	3,751	3,288	-	-	-	-	-

返還保険料例示表（先進医療費用補償特約部分）

(男性) (先進医療費用保険金額10,000,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75
5	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75
7	79	79	78	78	77	76	76	75	75	75	75

(女性) (先進医療費用保険金額10,000,000円の場合)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74
5	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74
7	77	78	78	77	77	76	76	75	74	74	74

返還保険料例示表（傷害死亡保険金支払特約部分）

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	2	4	8	9	12	16	31	52	82	145	218
5	5	8	13	14	20	27	58	89	154	272	407
7	4	8	12	13	18	27	56	83	150	265	411

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢										
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	1	0	2	5	5	7	14	25	49	81	122
5	2	1	4	7	8	13	26	47	89	145	222
7	1	1	4	6	7	13	24	45	85	137	219

ご注意！この保険には原則として解約返れい金はありません。

MEMO

MEMO

MEMO